

# 第1回 安中市庁舎に関わる市民懇談会

## 次 第

日時 令和2年6月23日（火）

午後6時30分から

会場 安中市役所本庁

3階 委員会室

### 1 開 会

### 2 市長あいさつ

安中市長 茂木 英子

### 3 委員紹介（別紙名簿参照）

### 4 会長・副会長の選出

### 5 会長・副会長あいさつ

### 6 議 事

(1) 懇談会設置要綱、懇談会の運営等について【資料No：1.2.3.4】

(2) 庁舎に関わるこれまでの経緯について【資料No：5.6.7】

(3) 庁舎に関わる現状と課題について【資料No：8.9.10.11.12】

(4) 庁舎内覧【資料No：13】

### 7 その他

次回の会議日程について

（日時：令和2年7月29日（水）午後6時30分から2時間程度）

（場所：安中市役所本庁3階 委員会室）

### 8 閉 会

## 【配布資料一覧】

- ・資料 0-1 次第
- ・資料 0-2 委員名簿
- ・資料 1 安中市庁舎に関わる市民懇談会運営方法（案）
- ・資料 2 安中市庁舎に関わる市民懇談会設置要綱
- ・資料 3 検討フロー（案）
- ・資料 4 懇談会開催スケジュール（案）
- ・資料 5 庁舎に関わるこれまでの経緯
- ・資料 6 「庁舎建替に関する報告書」の写し
- ・資料 7 庁舎に関わるこれまでの広報（広報あんなか抜粋）
- ・資料 8 現庁舎の概要
- ・資料 9 県内 1 2 市の庁舎の竣工状況
- ・資料 10 庁舎整備に関わる計画上の位置づけ
- ・資料 11 現庁舎の課題として考えられること
- ・資料 12 安中市役所(旧庁舎・中庁舎)耐震診断業務委託報告書の写し(抜粋)
- ・資料 13 本庁舎の配置図

## 安中市庁舎に関わる市民懇談会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属団体等	備考
1	小川 博	安中市区長会 岩野谷地区代表区長	
2	吉田 茂	安中市社会福祉協議会 会長	
3	河井 香織	安中市PTA連合会 理事	
4	小林 和樹	安中市商工会 会員	
5	高橋 正章	安中市松井田商工会 会長	
6	前島 正樹	安中市青年会議所 理事長	
7	佐俣 利幸	連合群馬西部地域協議会 副議長	
8	三好 建正	一般社団法人群馬建築士会安中支部 支部長	
9	恩幣 宏美	安中市行政改革審議会 委員	
10	竹内 佳重	安中市景観計画策定委員会	
11	半田 樹衣	公募市民委員 (群馬大学社会情報学部社会情報学科)	
12	藪 ほの郁	公募市民委員 (高崎経済大学地域政策学部)	
13	久米 史可	公募市民委員	
14	三辻 茂	公募市民委員	
15	石井 清和	公募市民委員	
16	小竹 裕人	群馬大学社会情報学部 准教授	
17	北野 敦則	前橋工科大学工学部建築学科 准教授	
18	大石 祐子	(懇談会設置要綱第3条第2項第4号)	

-	栗野 好映	安中市副市長	
事務局	阿部 哲也	総務部長	
	田中 秀人	総務部企画課長	
	大野 祐司	総務部企画課企画調整係長	
	金田 佑介	総務部企画課企画調整係主任	
	櫻井 裕一	建設部建築住宅課長	
	田嶋 龍一	建設部建築住宅課建築係長	
オブザーバー	大山 詠司	総務省地域力創造アドバイザー (事業創造株式会社代表取締役社長)	

## 安中市庁舎に関わる市民懇談会運営方法（案）

### 1 会議の運営

会議は、原則公開とする。

### 2 会議録の調製等

(1) 事務局は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 出席委員等の氏名
- ③ 議題及び議事の要旨
- ④ その他会長が必要と認めた事項

(2) 作成した会議録は、市ホームページ及び企画課において公開する。

### 3 傍聴

(1) 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

(2) 会議を公開しない場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

### 4 傍聴の手続

(1) 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

- (2) 傍聴人の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - ① 銃器その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - ② プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
  - ③ 酒気を帯びていると認められる者
  - ④ 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

## 5 傍聴人が守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りではない。
- (4) 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、傍聴することができない。
- (5) 委員の個人情報や発言内容等を本人の許可なく SNS 等に投稿等をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(別記様式)

傍聴人受付簿

令和2年 月 日

No.	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

## 安中市庁舎に関わる市民懇談会の傍聴における遵守事項

傍聴人がこの遵守事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

### 1 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入の上、係員の指示に従って会場に入場してください。

### 2 傍聴人が守るべき事項

傍聴に際しては次の事項を守ってください。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しない。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしない。
- (3) 議長の許可なく、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしない。
- (4) 会議を公開しない決定があったときは、傍聴することができない。
- (5) 委員の個人情報や発言内容等を本人の許可なくSNS等に投稿等しない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない。

## 安中市庁舎に関わる市民懇談会設置要綱

## (設置)

第 1 条 安中市の庁舎のあり方を総合的な見地から調査・検討するに当たり、市民の意向・意見を取り入れることを目的として、安中市庁舎に関わる市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について調査・検討し、市長に提案するものとする。

- (1) 庁舎に関わる基本的事項に関すること。
- (2) 庁舎の位置に関すること。
- (3) 庁舎の規模及び施設計画に関すること。
- (4) 庁舎の機能に関すること。
- (5) その他庁舎のあり方に関わる必要な事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 懇談会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市民団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (2) 公募による市民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める事務が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。



(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

## 検討フロー（案）（懇談会で何を検討していくのか）

### 第1回懇談会テーマ：現庁舎の現状と課題の把握

- ①現在の行政庁舎全般に対する市民からみた課題や意見を把握します。
- ②耐震診断結果による耐震性能等についての共通認識を図ります。
- ③老朽化に伴う問題点や課題を抽出・把握します。



### 第2回懇談会テーマ：市役所庁舎の機能・役割に何を求めるか

- ①全国の庁舎整備事例を見えます。
- ②理想的な庁舎とは何か考えます。
- ③庁舎に必要な機能・あったほうが良い機能や施設は何かを検討します。

【必要な機能や役割について】

- ・窓口（市民サービス）機能の向上のためにはどうすればよいか
- ・防災・災害対策機能として何が必要か
- ・議会機能や執務機能として何が必要か

【あった方がよい機能や施設について】

- ・ほかに庁舎にどんな施設や機能・役割があったら市民に喜んでもらえるか



### 第3回懇談会テーマ：今後の方向性 ※以下はあくまで整理のイメージ

① 老朽庁舎（旧庁舎・中庁舎）を建て替える

② 老朽庁舎（旧庁舎・中庁舎）は建て替えない



①-1 新たな場所へ全面移転する

- ・位置、規模、機能、整備手法、財源など
- ・現庁舎の利活用

①-2 現在の位置に老朽庁舎だけを建て替える

- ・規模、追加機能、財源など



②-1 老朽庁舎を補強、修繕し継続使用する

- ②-2 老朽庁舎は使用しない又は取り壊して既存市有施設を活用する



### 第4回・第5回懇談会テーマ：提案書案の意見交換・取りまとめて市長へ提案

## 懇談会開催スケジュール（案）

時 期	懇談会等	主な協議内容
令和 2 年 6 月 2 3 日	第 1 回市民懇談会	・ 現庁舎の現状と課題について(事務局) ・ 意見交換:現庁舎の現状と課題の把握 ・ 庁舎内覧
7 月	第 2 回市民懇談会	・ 庁舎のあり方について(オブザーバー) ・ 意見交換:市役所庁舎の機能・役割に何を求めるか
8 月	第 3 回市民懇談会	・ 意見交換:今後の方向性
9 月	第 4 回市民懇談会	・ 提案書案の説明 ・ 意見交換:提案書について
1 0 月	第 5 回市民懇談会	・ 意見交換:提案書について
1 0 月下旬		・ 市長へ提案書提出

※ 開催時期、開催回数、主な協議内容等は、懇談会での協議・検討内容の進み具合で変更となる場合があります。

※ 懇談会資料は、協議・検討内容に合わせて可能な範囲内で準備します。

## 庁舎に関わるこれまでの経緯

年 月	主な経緯
平成 19 年 2 月 23 日	平成 18 年度～平成 19 年度にかけて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づき、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された行政施設 7 か所及び学校施設 18 校の耐震診断が実施され、本庁旧庁舎と中庁舎について（財）群馬県建設技術センターより判定結果通知が出る。 ※判定結果（資料 12） 旧庁舎：「耐震診断報告書の内容は妥当であり、本建築物の耐震性能は非常に低く、大規模な改修が必要です」 中庁舎：「耐震診断報告書の内容は妥当であり、本建築物の耐震性能は低く、補強が必要です。」
平成 20 年 9 月	安中市耐震改修基本計画を策定し、学校、保育園、病院の建て替え及び耐震補強に順次着手
平成 21 年 3 月	旧庁舎の建て替え及び中庁舎の耐震補強事業を総合計画実施計画に搭載
平成 27 年 5 月 22 日	第 1 回庁内事前準備組織による検討会議、以後平成 29 年 6 月 28 日まで 8 回の会議を開催
平成 28 年 8 月 10 日	庁内事前準備組織により埼玉県北本市視察
平成 28 年 11 月 8 日	庁内事前準備組織により茨城県稲敷市視察
平成 29 年 6 月 28 日	庁内事前準備組織により長野県小諸市視察
平成 29 年 9 月 26 日	庁内事前準備組織より「庁舎建替に関する報告書」を市長に提出（資料 6）
平成 30 年 10 月 1 日	広報 10 月号に「災害に備える」掲載（資料 7）
平成 31 年 3 月 1 日	広報 3 月号に「災害に備える-その 2-」掲載（資料 7）
令和元年 9 月 1 日	広報 9 月号に「災害に備える-その 3-」掲載（資料 7）
令和元年 12 月 1 日	広報 12 月号に「庁舎に関わる市民懇談会の委員を募集します」掲載
令和 2 年 3 月 30 日	安中市庁舎に関わる市民懇談会委員委嘱
令和 2 年 6 月 23 日	第 1 回安中市庁舎に関わる市民懇談会開催

## 「庁舎建替に関する報告書」の写し

※この報告書は、平成29年9月26日付け、市職員で組織した「庁内事前準備組織」が市長に提出したものです。

※この報告書には、視察を行った北本市、稲敷市、小諸市への視察時の質疑事項とその回答、視察資料が付帯していますが、資料枚数が多いため、この資料からは割愛しています。

※この報告書の内容は、現時点において、「参考としますが、この内容に拘束されることはないと考えています。」と位置付けています。



平成29年9月26日

安中市長 茂木英子 様

財務部長  
中 嶋 薫

### 庁舎建替に関する報告書

上記について、事前準備組織としての検討結果が出ましたのでご報告申し上げます。

【経 緯】 平成27年第1回定例会の一般質問（田中伸一議員）において、庁舎建替の課題検討に着手するとの答弁を受け、事前準備組織を立ち上げる。

【構成員】 財務部長・総務部長・建設部長・財政課長・企画課長  
建築住宅課長・管財係（事務局）

【会 議】 平成27年5月より平成29年8月まで全8回開催

【視 察】 埼玉県北本市、茨城県稲敷市、長野県小諸市の3市の新庁舎を視察

【内 容】 ・建設場所について議論

#### （1）現在の本庁舎敷地

利 点：所在地番等、位置条例をはじめ種々の変更が不要。

問題点：用途地域が第1種住居地域であるため、延床面積が3,000㎡以上の建築が出来ない。[通常は個別不適合建築物のために用途地域を変更することはない]

仮設庁舎を建設する必要がある。

備品・什器の移設など、2度の引っ越しが必要となる。

建設期間中、来客者用駐車場を確保する必要がある。

#### （2）旧群馬県立安中高等学校跡地

利 点：業務を続けながらの建設が可能である。

仮設庁舎を建設する必要がある。

現在の庁舎から近距離にある。

第2種住居地域のため、3,000㎡以内の制限がない。

備品・什器の移設など、引っ越しが1度で済む。

建設期間中、来客者用駐車場を確保する必要がある。

問題点：群馬県の財産であり、土地の購入が必要。また、校舎の解体も必要となり、多額の費用が発生する。

### (3) その他の場所

利 点：業務を続けながらの建設が可能である。

仮設庁舎を建設する必要がない。

備品・什器の移設など、引っ越しが1度で済む。

建設期間中、来客者用駐車場を確保する必要がない。

問題点：現在の本庁舎周辺には適当な広い場所がない。

現在の本庁舎から離れた場所の場合、現在の場所に慣れた市民の反応がどうか。

市有地でない場合、多額の購入費が必要となる。

購入までに用地交渉・手続きなどに長期間を要する可能性が高い。

#### ・規模について議論

どの庁舎の組織までが新たな庁舎に入るかを議論

旧庁舎・中庁舎・新庁舎・保健センター・松井田支所・谷津庁舎の職員数、建物の建築年数、市民の方の利用し易さなどについて。

#### ・財源について議論

庁舎建設基金・地域振興基金・地方債・一般財源を利用して建設することを確認。合併特例債はほぼ不可能。P F Iなどの民間資金の活用についても議論。

#### ・構造について議論

RC（鉄筋コンクリート造）、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の工法について確認。

#### 【検討結果】・建設場所について

旧群馬県立安中高等学校跡地への建設を最善とする。

（敷地面積 19,912 m<sup>2</sup> 道路北側運動場 2,120 m<sup>2</sup>を含む）

#### ・規模について

行政機能の効率化の観点から全ての部署を新たな庁舎に集中させるのが理想である。

今後の議論で必要面積が出されるものとするが、当面現在の旧庁



舎・中庁舎・新庁舎・保健センター・松井田支所内に所属する部署が入ることを前提とし、9,500 m<sup>2</sup>規模の庁舎を建設する。(規模算定については添付資料のとおり。)

耐震基準を満たしている庁舎等の利活用策については別途検討する。

- ・財源について

庁舎建設基金・地域振興基金・地方債・一般財源を利用して建設する。なお、基本構想・基本計画が出た段階で、国県支出金等の特定財源の検討が必要(上記規模を前提とした、総事業費の積算資料を添付。)

また、民間事業者の資金やノウハウを活用し、民間委託・PFIなどでの整備についても検討が必要。

- ・構造について

RC,SRCのどちらでも建設は可能と思われるので、規模等を勘案し検討が必要。

- ・今後の方向性について

引き続き詳細で十分な検討をする必要があるので、本格的な検討を進めるための組織づくりが必要と思われます。

庁舎建設にかかる総事業費の積算(仮定)

項目	面積(m <sup>2</sup> )	単価	金額	暫定金額(単位:円)
用地取得費			400,000,000	420,300,000
既存建築物撤去工事費				65,000,000
基本計画策定委託料		0.25%	9,500,000	10,000,000
基本設計業務委託料		0.50%	19,000,000	20,000,000
実施設計業務委託料		5.00%	190,000,000	190,000,000
庁舎本体工事請負費	9,500	400,000	3,800,000,000	3,800,000,000
新庁舎外構工事請負費				120,000,000
現庁舎解体・外構工事請負費				300,000,000
合計				4,925,300,000
新庁舎への移転引越し業務委託料				10,000,000

※金利1%で計算。

【財源内訳】

基金取崩充当額	2,000,000,000
地方債(一般事業債)	2,122,000,000
一般財源	813,300,000
計	4,935,300,000

(単位:千円)

基金取崩充当額の内訳

年度	H33	H34	H35	H36	計
庁舎建設基金	100,000	200,000	100,000	127,668	527,668
地域振興基金	200,000	700,000	400,000	172,332	1,472,332
計	300,000	900,000	500,000	300,000	2,000,000

取崩後の基金残高

年度末	H33末	H34末	H35末	H36末	H37末
庁舎建設基金	427,668	227,668	127,668	0	0
地域振興基金	1,400,000	700,000	300,000	127,668	127,668
うち取崩可能額	1,020,000	460,000	180,000	87,668	127,668
計	1,827,668	927,668	427,668	127,668	127,668

工 程 表 (事業費および財源内訳)

事業名：安中市役所本庁舎整備事業

庁舎建設事前準備組織

No.	名称	H29			H30			H31			H32								
		07	08	09	10	11	12	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
1.	本格的な検討組織体制の準備	※予算計上なし																	
2.	(用地取得交渉及び取得)	※用地取得費 400,000千円																	
3.	基本構想の策定	※予算計上はしない。自前で作成。																	
4.	基本構想に対する市民意見の取りまとめ	※自前で実施。																	
5.	基本計画の策定	平成30年度事業費および財源内訳 ※公有財産購入費 400,000千円 ※土地開発公社・土地開発基金などを活用する。 (買い戻しの時に、起債などの財源を充当)																	
6.	基本設計	平成31年度事業費および財源内訳 13節 委託料 30,000千円(一般財源)																	
7.	実施設計	平成32年度事業費および財源内訳 13節 委託料 190,000千円 地方債 190,000×0.8(起債対象)×0.75(充当率) 114,000千円 一般財源 76,000千円																	

No.	名称	H33			H34			H35			H36								
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	01	02	03	04	05	06
7.	実施設計	平成33年度事業費および財源内訳 15節 工事請負費 65,000千円(既存建物解体) 15節 工事請負費 760,000千円(20%) 17節 公有財産購入費 420,300千円(買戻し) 基金繰入金 300,000千円 地方債 (760,000+420,300)×0.8(起債対象)×充当率0.75 708,000千円 一般財源 237,300千円																	
8.	庁舎建設工事・外構工事	計 1,245,300千円(用地購入費含む)																	
9.	新庁舎への移転・引っ越し	平成34年度事業費および財源内訳 15節 工事請負費 1,900,000千円(50%) 基金繰入金 900,000千円 地方債 (1,900,000)×0.8(起債対象) ×充当率0.75 1,140,000千円 → 800,000千円 一般財源 200,000千円																	
10.	旧庁舎解体撤去及び外構工事	平成35年度事業費および財源内訳 13節 委託料(引っ越し)10,000千円 15節 工事請負費 1,140,000千円(30%) 基金繰入金 500,000千円 地方債 1,140,000×0.8(起債対象) ×充当率0.75 684,000千円 → 500,000千円 一般財源 150,000千円																	
		計 1,140,000千円																	
		13節委託料 10,000千円 420,000千円 平成36年度事業費および財源内訳 15節 工事請負費 420,000千円 基金繰入金 300,000千円 一般財源 120,000千円																	

※基金繰入金は、特定財源と見なさないで計算。また、地方債を極力減少させ、基金充当を多めに計算している。

## 庁舎面積の考え方について

〔\*現状の旧庁舎・中庁舎・新庁舎・保健センター・産業部・松井田支所・支所内の教育委員会の職員数で算出した場合〕

### (1) 庁舎建設事業費の標準的な事業費について(平成22年4月1日総務副大臣通知「平成22年度地方債同意等基準運用要綱等について」)による方式

#### ◎各面積

事務室:職員数が基本になる。

役職により認められる面積が決められており、役職を一般職員に換算し、一般職員1人あたりの4.5㎡を乗じて算出

倉庫:事務室の面積の13%

会議室等:職員1人あたり7㎡

玄関等:事務室、倉庫及び会議室等の合計の40%

議場堂:議員1人あたり35㎡

#### <総務省基準による算出>

区分	役職	人数	換算率	換算人数	面積(㎡)
(ア)事務室	三役・特別職	3	20	60	
	部長・次長級	9	9	81	
	課長級	30	5	150	
	係長・課長補佐級	72	2	144	
	一般職員	254	1	254	
	製図員	0	1.7	0	
	計	368		689	
	面積計	換算人数×4.5㎡/人			3,101
(イ)倉庫	(ア)の面積(㎡)	3,101	指数	0.13	403
(ウ)会議室等 *1	職員数(人)	368	標準面積	7㎡/人	2,576
(エ)玄関等 *2	(ア)+(イ)+(ウ) (㎡)	6,080	指数	0.4	2,432
(オ)議場堂 *3	議員数 (人)	22	標準面積	35㎡/人	770
合計					9,281

※防災機能や市民スペースは配慮していない。

\*1 会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他の諸室をいう。

\*2 玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分をいう。

\*3 議場、委員会室及び議員控室をいう。

### (2)「新営一般庁舎面積算定基準」(国土交通省)による方式

#### ◎各面積

事務室:職員数により決まっている。

役職により認められる面積が決められており、役職を一般職員に換算し、一般職員1人あたりの4.0㎡を乗じて算出

会議室:職員の換算人数により10人ごとに4㎡を乗じて算出

電話交換室:換算職員数により決められている。

倉庫:事務室の面積の13%

宿直室、便所及び洗面所は:人数により決められている。

湯沸室、受付:場所ごとの面積上限が定められている。

窓口業務等の固有業務:必要に応じて算出

機械室、電気室等:面積により定められている。

玄関、広間、廊下、階段室等:総面積の35%

議事堂等:基準がない。

<国土交通省基準による算出>

区分	役職	人数	換算率	換算人数	面積 (m <sup>2</sup> )
(ア) 事務室	三役・特別職	3	20	60	
	部長・次長級	9	9	81	
	課長級	30	5	150	
	補佐・係長級	72	3	180	
	一般職員	254	1	254	
	製図員	0	1.7	0	
	計	368		725	
	面積計	換算人数 × 4.0m <sup>2</sup> /人			2,900
(イ) 会議室	100人あたり40m <sup>2</sup> 、10人増すごとに4m <sup>2</sup> × 1.1				419.2
(ウ) 電話交換室	換算職員が 320~400人	359	標準面積	40m <sup>2</sup>	40
(エ) 倉庫	(ア)の面積	2,900	指数	0.13	377.0
(オ) 宿直室	1人10m <sup>2</sup> 、1人増すごとに3.3m <sup>2</sup> (2名を想定)				13.3
(カ) 湯沸室	5m <sup>2</sup> × 3か所(3階建の場合)				15
(キ) 受付	最小6.5m <sup>2</sup>				6.5
(ク) 便所及び 洗面所	職員数 (人)	368	標準面積	46m <sup>2</sup>	46
小計					3,817.0
(ケ) 議事堂 *4	議員数 (人)	22	標準面積	35m <sup>2</sup> /人	770
(コ) 固有業務 *5	(職員1人あたり7m <sup>2</sup> で算出)				2,576
(サ) 機械室	(ア)~(コ)の面積計が 3,000m <sup>2</sup> 以上の場合		標準面積	547m <sup>2</sup>	547
(シ) 電気室	同上		標準面積	96m <sup>2</sup>	96
(ス) 自家発電室	* 5,000以上でないと基準が無い		標準面積		
(セ) 玄関等 *6	(ア)~(ス)の計	7,806.0	指数	0.35	2,732.10
合計					10,538.10

\*4 基準が無い場合、総務省基準を準用

\*5 業務支援機能、窓口機能、防災機能、保管機能、福利厚生機能等をいう。

\*6 玄関、広間、廊下、階段室等をいう。

(参考)

現状の延床面積

旧庁舎: 2, 437. 69m<sup>2</sup>

中庁舎: 1, 172. 94m<sup>2</sup>

合計: 3, 610. 63m<sup>2</sup>

## 庁舎建替準備会議 経過

### 第1回

・平成27年 5月22日（金）

- 内容：① 建設の期限を今の時点で決めるのか。  
結論出さず。
- ② 建替庁舎にどこまで機能を集約させるのか。  
今後松井田支所や谷津庁舎の利活用を基に検討する。
- ③ 合併特例債の利用にこだわるか否か。  
利用には固執しない。
- ④ 準備組織でどの段階まで議論を詰めるのか。  
場所と中身、既存施設の利活用までは決めたい。
- ⑤ 場所は現庁舎の場所か安高跡地か。もしくはその他の場所か。  
安高は体育館がネックとなる。現庁舎場所だと仮設庁舎が必要となる。今後検討。

### 第2回

・平成28年 3月30日（金）

- 内容：① 平成28年度でどこまで検討・結論を出すのか。  
特にいつまでとのこだわりはない。また、合併特例債利用の  
こだわりも上司はないようだ。

その他考えられる意見交換。特に結論までは出さず。

- ・建設場所を決めないと規模の検討に入れない。
- ・支所の面積が大きいので分庁方式が適当か。
- ・建替庁舎の面積も分庁か否かで異なってくる。
- ・いつの供用開始を目指すのか。
- ・旧安高とする場合、現庁舎の跡地はどう活用するか。
- ・規模等のデータと視察先を検討すべき。

---

平成28年 4月14日 熊本地震

---

### 第3回

・平成28年 5月26日（木）

- 内容：① 熊本地震で庁舎が使用出来なくなった市町村が多くあった。  
検討を加速させる。災害があれば防災機器室もサーバ室も  
使用不能となる。視察の際は防災の件を詳しく聞く必要がある。

- ② 理想は建替庁舎に全ての部署を集中させることだと思うが、松井田庁舎は資産有効活用の面からも分庁舎として使用すべきではないか。現在の集中してない状況での問題点はどのようなことがあるか。  
産業政策部が支所にあることに対する苦情は多い。農林課と農業委員会は同一の庁舎にあった方が良い。
- ③ 安高跡地と現敷地内の2案が現実的だと思うが。  
安高の場合体育館は耐震性はあるが壊すのか。

#### 第4回

・平成28年 6月30日(木)

内容：① 先進地視察について

近隣6カ所、遠方1カ所について説明し検討する。

結果、視察先は埼玉県北本市とし、8月中旬までを目処に調整することとする。出席者の予定を確認し調整。北本市への質問事項を管財係まで報告してもらおう。必要であれば他市の視察も考える。

#### 第5回

・平成28年 7月28日(木)

内容：① 先進地視察について

視察日程は8月10日(水)で確認

北本市への質問事項の摺り合わせ。

---

平成28年 8月10日(水) 北本市視察

---

#### 第6回

・平成28年10月 6日(木)

内容：① 先進地視察の総括について

北本市視察を終えての感想

次回は11月8日(火)に茨城県稲敷市を視察

② 用途地域について説明

現在の本庁舎敷地は第1種住居地域のため、事務所(市庁舎)については延床面積3,000㎡以上の建築が出来ない。

安高跡地は第2種住居地域のためその縛りはない。

第7回

・平成29年 5月 1日(月)

- 内容：① 旧庁舎・中庁舎の取り壊し後の事も考えて、用途地域を変更することは可能か。  
簡単に変更できるものではない。
- ② 現時点で市長に中間報告を上げた方が良いのでは。  
建設費が不明なので財源も確定しない。まだ報告には早い。  
事前準備組織は終了として、本格的な検討組織に移行した方が良いのでは。
- ③ 今年度よりメンバーも多少変更となったことから、時期を調整し小諸市役所の視察に伺い、その後、建設費・財源などを整理して市長に報告をあげ、本格的な検討組織に移行したい。

第8回

・平成29年 8月21日(月)

- 結論：① 現時点において、場所は旧安中高校跡地への移転が現実的。
- ② 規模については、全ての部署を建替庁舎に集中させることが合理的な業務運営を行うには行政機能としては理想。ただ、広範な地理もあり、松井田庁舎は比較的新しい建物であることから、その有効活用も考慮し、分庁方式を含めた検討を今後詳細に行っていくことが必要。
- ③ 財源については庁舎建設基金・地域振興基金・地方債で賄う。  
(合併特例債の利用は不可能) 庁舎建設基金は平成28年度より1億円の積み立てを開始。今後も毎年1億円程度を積み立てる予定。地域振興基金は平成37年度で償還が終了する予定であり、その後は全額が使える。2つの基金で足りない部分を地方債で賄うこととなるが、完成年度が早いほど地方債は増加する。
- ④ 構造はRC(鉄筋コンクリート造)、SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)のどちらでも建設は可能。



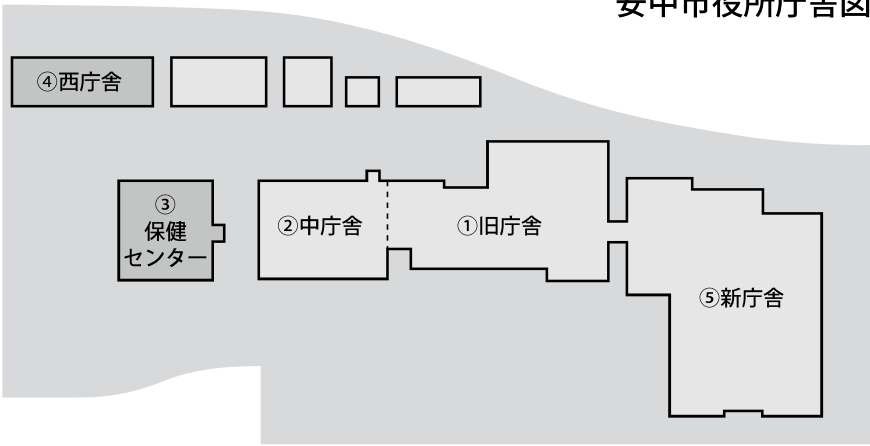
庁舎に関わるこれまでの広報（広報あんなか抜粋）

災害に備える

今年6月18日に大阪府北部で発生した最大震度6弱を記録した大地震では、老朽化したブロック塀が倒壊し、女兒が亡くなるという痛ましい事故が起きました。これを受け本市では、市内小中学校をはじめとする市有施設のブロック塀の緊急点検を実施し、その結果を基に現在、改修を進めています。

近年、日本各地で地震による大きな災害が発生しており、先日は北海道で最大震度7を記録する未曾有の大規模地震が発生しました。ここ数年でも平成23年に同じく震度7を記録した東日本大震災が、平成28年にも熊本地震が発生するなど、いっどこで大きな地震が起きてもおかしくない状況にあります。特に熊本地震では、宇土市役所の老朽化した庁舎（昭和40年建築）が損壊したため、災害対応の司令塔となるべき市の災害対策本部の設置や被災者への対応に支障が生じました。本市でも災害対応の拠点施設となる本庁舎の建物（昭和34年建築）も老朽化が進んでいることから、同様の事態に陥ることが懸念されます。

安中市役所庁舎図



●老朽化について

市の本庁舎は、主に旧庁舎、中庁舎、保健センター、西庁舎および新庁舎の5つで構成されています。旧庁舎は昭和34年に建築され59年が経過し、中庁舎は昭和44年に建築され49年が経過しました。また、西庁舎は昭和39年に建築され54年が経過した建物で、この3棟は非常に老朽化が進んでいます。なお、保健センターおよび新庁舎は、それぞれ昭和61年、平成13年に建

築されています。

●耐震性について

旧庁舎および中庁舎は旧耐震基準の建築であることから、耐震改修促進法に基づき、平成18年度に耐震診断を実施しました。その結果、国の基準である耐震性能を示すIs値（構造耐震指標）が旧庁舎は0.14で耐震性能が非常に低く、中庁舎は0.34で耐震性能が低いとの診断を受けています。また、耐震性能ランクでは、旧庁舎がDランク、中庁舎がCランクで、万が一、大規模地震が発生した場合、耐震強度の不足から建物の倒壊または崩壊が懸念され、大きな被害を被る可能性が高いと予想されます。

害時には損壊する危険性が高く、市の防災組織が機能不全に陥る可能性も少なくないことから、対策について早急に検討を始める必要があります。

今の本庁舎の状況では市民の生命・身体・財産を守るための防災拠点施設としては脆弱であり、災

○本庁舎の建物概要および調査結果

区分	建築年	経過年	構造	Is値	耐震性能ランク
① 旧庁舎	昭和34年	59	RC造	0.14	D
② 中庁舎	昭和44年	49	RC造	0.34	C
③ 保健センター	昭和61年	32	RC造		
④ 西庁舎	昭和39年	54	RC造/鉄骨造		
⑤ 新庁舎	平成13年	17	RC造		

\*用語解説

- ・Is値：建築物の耐震性能を表す指標。0.7を目標値とし、この値が小さいほど耐震性が低い。
- ・RC造：鉄筋コンクリート造

○耐震性能ランク

性能ランク	診断のコメント
A	耐震性能は高い
B	耐震性能は比較的高いが、補強する必要がある
C	耐震性能が低く、補強が必要
D	耐震性能が非常に低く、大規模な改修が必要

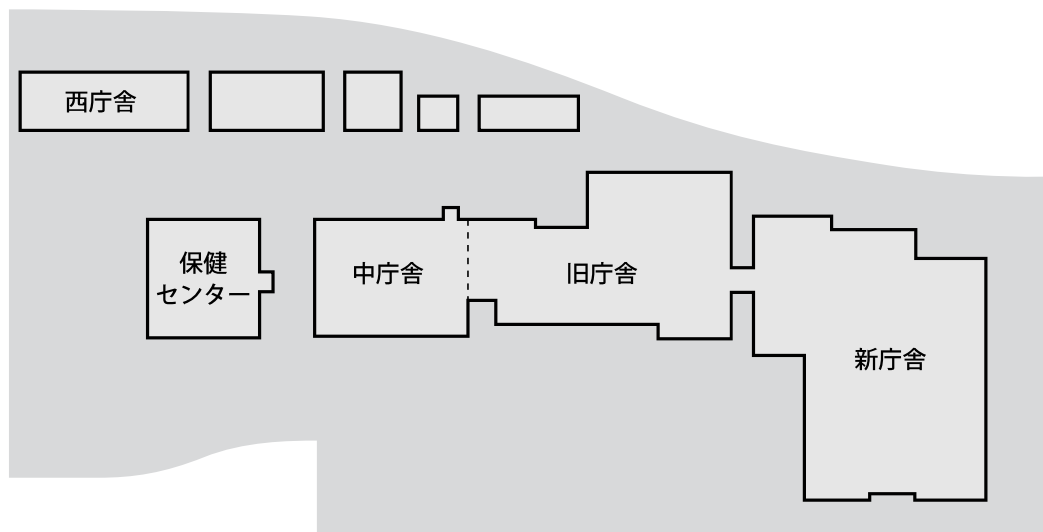
# 災害に備える - その2 -

市本庁舎の現状については、広報あんなか(平成30年10月1日号)でお伝えしたとおり、旧庁舎では建設から59年が、中庁舎も49年が経過しています。また、両庁舎とも、国の基準である耐震性能を示すI s値(構造耐震指標)は、「非常に低い」(旧庁舎)、「低い」(中庁舎)との診断がなされるなど、危険性が指摘されているため、早急な対応が求められています。

その対応策としては、旧庁舎および中庁舎の大規模改修または両庁舎を取り壊しての建て替え、もしくは新たな場所に庁舎を建設するという3つの方法が考えられます。

大規模改修の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧庁舎は59年経過しているため、耐震工事を実施しても、どの程度長寿命化が図られるか不明であり、投資効果が得られない可能性が高い</li> <li>・仮庁舎に数億円かかる</li> <li>・来庁者の駐車場確保が必要</li> </ul>
取り壊しての建て替えの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮庁舎に数億円かかる</li> <li>・来庁者の駐車場の確保が必要</li> </ul>
新たな場所へ建設する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の利便性が保てる場所に新たな用地の確保が必要</li> </ul>

## 安中市役所庁舎図



- ① 庁舎の状況について  
旧庁舎および中庁舎の建物の主要部分である基礎や柱などには相当の経年劣化が見られ、現在も雨漏りや壁材の落下が発生しています。また、配水設備や電気設備などの老朽化も進んでおり、旧庁舎では、停電が発生することもあります。
- ② 建物の寿命について  
建物の寿命は、維持管理の善し悪しや地震などによるダメージなどにより大きく変わります。一般的には、鉄筋コンクリート造の場合、50年といわれており、両庁舎ともすでに耐用年数を超過し、もしくは間もなく超過するため、その対策は急務となります。
- ③ これからの課題  
市では、平成27年度に庁内の担当部署からなる事前準備組織を設け、庁舎に関わる諸問題の検討を行いました。また、県外他市の状況などの視察や、庁舎に関わる経費をまかなうための積み立てを始めました。今後も、市民の皆さまの声を聞きながら庁舎のあり方について考えていきます。

困 企画課企画調整係 ( ☎ 内線 1021 )

# 災害に備えるーその3ー

## 庁舎について考える



本市の庁舎(写真右=旧庁舎・中庁舎)の老朽化と耐震性の低さについては、これまで広報151号、156号を通じて2回ほどお伝えしてきました。

庁舎は、市民の皆さんに行政サービスを行う主要な拠点であるのはもちろんのこと、災害などが発生した場合には、救助や支援活動を行う重要な防災拠点施設でもあります。

しかし、現在の庁舎は、防災拠点施設としては機能を十分に果たせない可

能性があり、災害時には、市の防災組織が機能不全に陥ることも考えられるため、対応が迫られています。

今回は、老朽化に伴い現在の庁舎が抱える問題のうち、特に重要な3点を取り上げます。

### 1、災害時の対応

現在の庁舎は、耐震性が不足しているため、大地震により激しい衝撃を受けた場合には、倒壊・崩壊の危険性が高い状況です。また、停電の際には電



▲壁にあるひび割れ(旧庁舎)

話やパソコンなどの情報通信機器が使用できなくなり、災害発生時の防災拠点としての機能が発揮できない可能性があります。

### 2、セキュリティ上の問題

市民の皆さんの個人情報や行政文書などは庁舎内の職員の執務スペースに保管されています。現在の庁舎はセ

キュリティ意識が高くない時代に建設されたものであるため、情報資産の十分な保護のため対策に苦慮している状況です。

また、市役所で取り扱う情報はサーバーと呼ばれる機械に保存されているものも多くあります。庁舎の損壊などにより、それらの破損が起こればデータを利用しての行政サービスの提供(証明書などの発行)に支障をきたす危険性もあります。

### 3、狭いスペース

旧庁舎は各申請などで市民のみなさんが一時的に集中すると待合スペースもなく、廊下を通るのにも市民の皆さんへご迷惑をおかけしているのが現状です。

また、プライバシーに配慮した窓口や相談スペース、会議室などが不足しています。各部署の配置を工夫するなど利便性の向上に努めています。広さに十分な余裕がなく、利便性の低下を招いています。



▲狭い通路(旧庁舎)

## 今後について

本市では今後、庁舎の整備について多面的に調査・検討していきます。

その際には、市民のみなさんのご意見をお伺いすることが大変重要です。今後、より多くのご意見をお聞きしていきたいと考えています。みなさんのご協力をお願いします。



ご協力をお願いします

## 現庁舎の概要(令和2年3月31日現在)

	本 庁					松井田支所	谷津庁舎	クリーンセンター 管理棟
	旧庁舎	中庁舎	保健センター	西庁舎	新庁舎			
竣工(和暦)	昭和34年	昭和44年	昭和61年	昭和39年	平成13年	平成4年	昭和58年	平成9年
竣工(西暦)	1959	1969	1986	1964	2001	1992	1983	1997
経過年数	60年	50年	33年	55年	18年	27年	36年	22年
構造	RC造	RC造	RC造	RC造/鉄骨造	RC造	RC造	RC造	RC造
階数	3階・PH1	3階	3階	2階	3階	2階	3階	2階
延床面積(m <sup>2</sup> )	3,438.00	1,073.20	918.42	537.93	2,410.91	5,657.66	1,511.99	758.25
建築面積(m <sup>2</sup> )	762.81	347.76			1,228.86			
地下	書庫	-	-	-	-	休憩室・機械室	-	-
1階	福祉課 子ども課 市民生活課 建築住宅課 防災無線室	土木課 都市整備課 農業委員会	保健指導室	磯部土地改良区	市民課 国保年金課 税務課 収納課 会計課	総務管理課 住民福祉課 農林課 観光課 地域創造課	上水道事務課 上水道工務課 下水道課	環境政策課 クリーンセンター
2階	秘書課 行政課 危機管理課 市長室 副市長室	企画課 財政課 サーバー室	健康づくり課 栄養指導室	保護司会事務室	介護高齢課 監査委員事務局 会議室 相談室 応接室	教育委員会 会議室	会議室	会議室
3階	議会事務局 議長室 議場 議員会派室	議員会派室 会議室	会議室 職員組合室	-	議会委員会室	-	-	-
配置実職員数	108	73	22		125	121	42	25
IS値(指標値0.70)	0.14(最小値)	0.34(最小値)	-	-	-	-	-	-
耐震性能ランク	D	C	-	-	-	-	-	-
耐震診断判定 (2次) (平成18年度)	耐震性能は非常に低く、大規模な改修が必要	耐震性能は低く、補強が必要	-	-	-	-	-	-

## 県内 12 市の庁舎の竣工状況

経過年数の長い順（令和 2 年 3 月 3 1 日現在）

	市 名	竣工年（経過年数）	階 数
1	安中市	旧庁舎 昭和 34 年（60 年） 中庁舎 昭和 44 年（50 年）	地上 3 階・塔屋 1 階 地上 3 階
2	桐生市	本 館 昭和 40 年（54 年） 議事堂 昭和 40 年（54 年） 新 館 昭和 57 年（37 年）	地上 4 階・地下 1 階 地上 3 階 地上 7 階・地下 1 階
3	渋川市	昭和 41 年（53 年）	地上 3 階
4	藤岡市	昭和 42 年（52 年）	地上 2 階
5	伊勢崎市	本 館 昭和 43 年（51 年） 北 館 昭和 62 年（32 年） 東 館 平成 20 年（11 年）	地上 5 階 地上 4 階 地上 5 階
6	みどり市	笠懸庁舎 昭和 46 年（48 年）	地上 2 階
7	前橋市	昭和 56 年（38 年）	地上 12 階・地下 2 階
8	館林市	昭和 57 年（37 年）	地上 5 階・地下 1 階 ・塔屋 1 階
9	沼田市	平成 5 年（26 年） ※令和元年 5 月移転・開所 ※平成 26 年に民間商業施設（旧沼田サテュー）を取得・改修 参考：旧庁舎 昭和 39 年（55 年）	地上 7 階   (地上 3 階・地下 1 階)
10	高崎市	平成 10 年（21 年）	地上 21 階・地下 2 階
11	太田市	平成 10 年（21 年）	地上 12 階・地下 1 階・塔屋 1 階
12	富岡市	平成 29 年（ 2 年） 参考：旧富岡庁舎 昭和 38 年（56 年）	地上 3 階 (地上 3 階・地下 1 階)

## 庁舎整備に関わる計画上の位置づけ（抜粋）

### ◎第2次安中市総合計画

#### …市の全ての計画の基本（最上位）となる計画

（計画期間：平成30年度～令和8年度）

基本目標6 効率的な行財政運営と市民総動のまち

6-5 効率的な行財政運営

2 庁舎整備に向けた検討を推進します。

◆庁舎整備の検討推進（P,121）

「防災拠点、避難場所などの機能を備えた庁舎整備に向け、専門の部署を設置し、本格的な体制による検討と整備を推進します。」

### ◎安中市公共施設等総合管理計画

#### …公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本指針

（計画期間：平成29年度～令和38年度）

第3章 施設類型別の管理に関する方向性

2 公共建築物

（9）行政系施設

◆施設更新に関する基本的な考え方（P,50）

「庁舎については、予防保全に取り組み計画的な修繕を実施し、長寿命を図ります。特に市役所庁舎については、災害時の拠点施設となることも考慮し、建て替えや移転の方策を検討していきます。」

### ◎新市建設計画

#### …合併後の市町の一体化の促進と住民福祉の維持と向上などの方策を示すもの（計画期間：平成18年度～令和7年度）

V 新市の主要事業

2 主要事業

（5）効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

■効率的な行財政運営

②事務の合理化・効率化（P,45）

「また、老朽化の進む庁舎については、防災拠点や避難場所としての役割を果たし、市民が安心して利用できるよう、大規模な改修や建て替えを行うとともに、散在している市有施設を集約し、住民サービスの向上に努めます。」

## 現庁舎の課題として考えられること

### ○耐震性の不足

- ・旧庁舎・中庁舎は、旧建築基準法時（昭和56年以前）に建てられているため、平成18年度に耐震診断をした結果、旧庁舎は「耐震性能は非常に低く、大規模な改修が必要」、中庁舎は「耐震性能は低く、補強が必要」と評価されています。

### ○老朽化

- ・旧庁舎は昭和34年、中庁舎は昭和44年に建築され、それぞれ60年と50年が経過し、各所の不具合に伴う修繕を繰り返しています。

### ○市民利用への配慮不足

- ・旧庁舎は待合スペースも狭く、プライバシーに配慮した窓口、相談スペースなどが不足しています。
- ・高齢者、障がい者、乳幼児連れの人などに対する配慮（ユニバーサルデザイン）が充分でなく、使いにくい状況にあります。
- ・庁舎が分散しているため、複数の用事が一度に済まないなど、市民にとって不便な状況となっています。
- ・市民活動、交流、休息、情報提供機能をもったスペースが不足しています。

### ○防災拠点としての機能不足

- ・災害が発生した場合、市庁舎は危機管理の拠点として、災害対応への指示や情報発信など十分な機能の発揮が求められますが、耐震性の低い旧庁舎に防災無線や情報通信機器があることから、防災拠点として機能しない可能性があります。

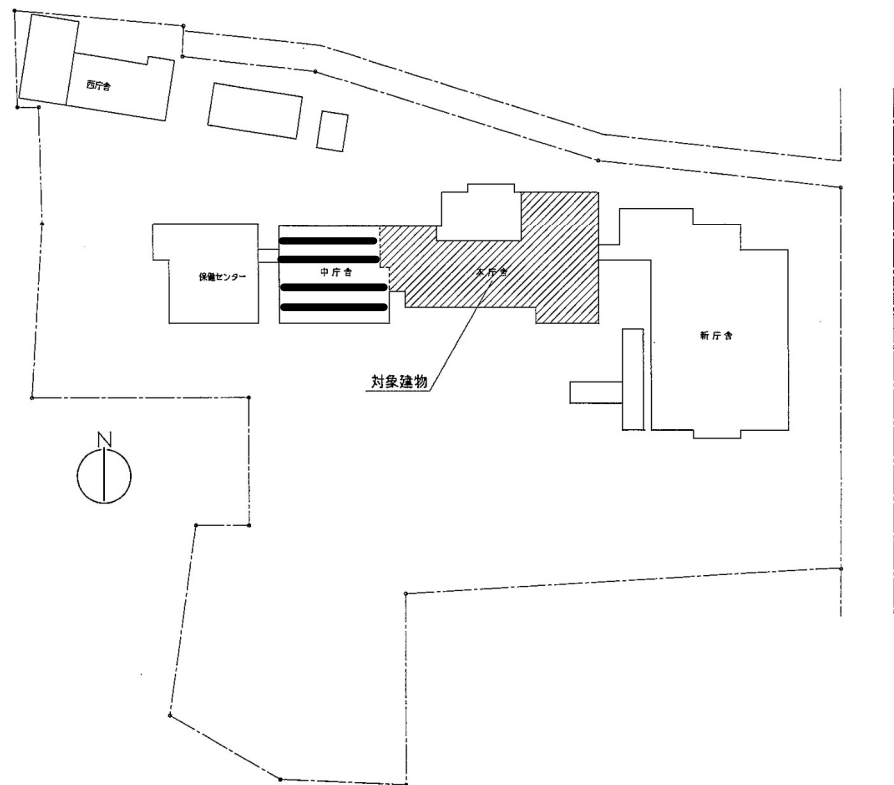
### ○その他

- ・老朽化対応や省エネ機能がないことにより、庁舎の維持管理コストが増高しています。
- ・行政情報や各種システムを管理しているサーバーが庁舎の損壊により行政サービスの提供に支障をきたす危険性があるほか、情報セキュリティや電子化への対応が困難となる可能性があります。
- ・執務スペースが狭く、会議室、書庫などが不足しています。
- ・議会の傍聴環境や機能的な議場となっていない。

## 安中市役所（旧庁舎・中庁舎）

### 耐震診断業務委託報告書の写し（抜粋）

※ この資料は、安中市役所本庁舎のうち、旧庁舎（昭和34年竣工）及び中庁舎（昭和44年竣工）が、旧耐震基準の建築物であることから、耐震改修促進法に基づき、平成18年12月（旧庁舎）及び平成19年1月（中庁舎）に実施し、平成19年2月23日に（財）群馬県建設技術センターより判定結果が通知された耐震診断業務委託報告書の一部を抜粋したものです。







# 判定結果通知書

平成19年2月23日

(株) 石井設計

(代)

様

(財) 群馬県建設技術センター  
理事長

平成19年1月19日 依頼の下記物件の (財) 群馬県建設技術センター建築物耐震診断判定委員会による判定は、次のとおりです。

建築物名称	安中市役所庁舎 旧庁舎
建築物所在地	安中市安中一丁目字本宿2390
耐震診断発注者	安中市長 岡田 義弘
耐震診断判定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">2次判定</div> <p>耐震診断報告書の内容は妥当であり、本建築物の耐震性能は非常に低く、大規模な改修が必要です。</p>
耐震診断設計者	(株) 石井設計
摘要	構造 RC造 階数 地上 3階 地下 階 面積 3,438.00㎡

整理番号 1424

# 安中市役所庁舎 耐震診断業務委託

## 報 告 書

施設名称

旧庁舎

担当事務所 前橋市大手町 2-1-1  
株式会社 石井建設  
取締役所長 〇〇〇〇〇〇  
一級建築士 登録第 〇〇〇〇 号

協力事務所 高崎市緑町 2-2-1  
株式会社 石井建設  
取締役所長 〇〇〇〇〇〇

診断担当者 〇〇〇〇〇〇  
一級建築士 登録第 〇〇〇〇 号

## 目 次

1. 建物概要	1
1-1 建物名称等	1
1-2 建物規模等	1
1-3 設計図書の有無	1
1-4 被災の有無等	1
1-5 改修歴	1
1-6 構造上の特徴	1
<del>ブーミング図(理解図)</del>	<del>1</del>
2. 耐震性能評価	1
2-1 構造耐震指標等	1
2-2 構造判定指標	1
2-3 耐震性能ランク等	1
2-4 ランク上昇要因	1
2-5 ランク下げ要因	1
2-6 ランク上げ下げ後のランク	1
2-7 ランク上げ下げのコメント	1
3. 調査結果概要	2
4. 総合評価	2
診断ランク表(1次診断結果及び2次診断結果)	3
5. 図面等	4
5-1 配置図	5
5-2 平面図・立面図	12
5-3 伏図	18
5-4 軸組図	24
5-5 断面リスト	27
<del>5-6 構造詳細図(接合部リスト等)</del>	<del>30</del>
<del>5-7 ボーリング柱状図(地質調査書)</del>	<del>41</del>
5-8 床荷重表・積載重量表	42
5-9 写真	44
6. 建物構造諸元	41
6-1 建物面積・重量等	41
6-2 使用材料と材料強度概要	41
<del>6-3 鉄骨・鉄筋強度試験結果一覧</del>	<del>42</del>
<del>6-4 溶接強度</del>	<del>44</del>
7. 現地調査結果概要	42
7-1 診断対象建物の現況(外観・内観・使用状況等)	42
7-2 躯体劣化概要	43
7-3 コンクリート試験結果一覧	44
7-4 建物不同沈下調査結果	44
<del>7-5 溶接調査結果</del>	<del>44</del>
7-6 現地調査結果のまとめ	45
8. 診断方法とその仮定	45
8-1 建物診断基・規準(診断次数・Iso)	45
8-2 診断に対し使用した計算プログラム名(バージョン)、プログラム作成者名	45
8-3 診断実施者名(資格)	45
8-4 診断実施年月	45

8-5 診断方針と診断に際して行ったモデル化等	45
8-6 部位別の解析方法	45
9. 形状指標SD又は形状係数Fes	46
10. 経年指標T	47
11. 診断結果	
11-1 診断結果表及び計算機出力結果表	48
11-2 CT-Fグラフ	51
11-3 部材破壊モード図（伏図・軸組図）	53
11-4 軸力一覧及び重心・剛心図	62
11-5 第2種構造要素の検討	65
11-6 下階壁抜け柱の検討	67
11-7 ペントハウスの検討	77
<del>11-8 屋上突出物の検討</del>	
<del>11-9 片持ち梁（スラブ）の検討</del>	
<del>11-10 非構造部材の検討</del>	
<del>11-11 その他</del>	
12. 診断所見	
12-1 診断所見	83
12-2 診断結果の考察	83

耐震診断検査委員会議事録・判定部会議事録

# 耐 震 診 断 概 要

建築概要	(1) 建物名称		安中市役所旧庁舎						
	(2) 構造・規模		鉄筋コンクリート造		地上 3階	地下 1階	PH 3階		
	(3) 建築年度		昭和34年度						
	(4) 面積		建築面積 762.81 m <sup>2</sup>		延床面積 3,438.0 m <sup>2</sup>				
	(5) 階高・軒高		1階 4.00m	2階 4.00m	3階 4.00m	PH階 4.00	2.97	2.63m	軒高 12.27m
	(6) 桁行 x 梁間 全長 : m		43.2 x 23.4		同左スパン数		8 x 4		
	(桁行スパン x 梁間スパン : m)		( 5.40 x 9.00 )						
	(7) 地 盤		第 二 種		表 層 ( )		支 持 層 ( )		
	(8) 基礎・構造		不明						
(9) 構造上の特徴		平 面 (やや複雑 )、立 面 (ほぼ整形 ) 構造形式 (X方向 ラーメン構造)、(Y方向耐震壁付きラーメン構造) 極脆性柱 (有)、下階壁抜け柱 (有)、平面柱抜け (有)、P C a 屋根 (無) 複合構造 (無) ソーニング (無) その他 (屋上より突出した煙突あり )							
現地調査結果 及び材料強度	(1) コンクリート		設計基準強度 $F_c =$ 不明 (推定 15.0 N/mm <sup>2</sup> ) 圧縮試験強度 $\sigma_B =$ 11.6 N/mm <sup>2</sup> 平均 (12.4 N/mm <sup>2</sup> ) 標準偏差 (1.5 N/mm <sup>2</sup> ) 診断時強度 $F_c =$ 15.3, 11.6, 12.6 N/mm <sup>2</sup> (下階より)						
	(2) 鉄 筋		主筋 使用材料 S R 2 4 $\sigma_y = 240$ N/mm <sup>2</sup> (診断時) 帯筋 使用材料 S R 2 4 $\sigma_y = 240$ N/mm <sup>2</sup> (診断時) 壁筋 使用材料 S R 2 4 $\sigma_y = 240$ N/mm <sup>2</sup> (診断時) 帯筋径 9φ 帯筋間隔 @300						
	(3) 中性化深さ		最大 38 mm 平均 ( 12.7 mm) 標準偏差 ( 22 mm)						
	(4) 鉄 骨		使用材料 診断採用降伏点強度 $\sigma_y =$ N/mm <sup>2</sup>						
準拠規準等		既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説 (2001年改訂版)							
耐震判定指標値等		Iso=0.70		q =		C <sub>tr</sub> ・SD=0.30			
使用ソフト		SCREEN-1.2 Ver 3.0.1.2 (P評価 8-改1-RC)							
診断結果 Is 指標値 CTxSD (q)値		X 方 向 (桁行き方向)				Y 方 向 (張間方向)			
		診断結果				診断結果			
	階	第2次診断値				第2次診断値			
		Is	CT*SD			Is	CT*SD		
	PH	0.17	0.127			0.14	0.098		
	3	0.42	0.447			0.38	0.503		
	2	0.29	0.303			0.56	0.589		
1	0.38	0.400			0.49	0.509			
備 考 欄		1. 改修時の図面があるが、構造図が無いため、現地調査をして寸法を測り、柱をハツリ鉄筋の調査をして図面を作成した。(コンクリート強度が2, 3階で13.5 N/mm <sup>2</sup> 以下である。) 2. 耐震性能ランクはD1ランクで耐震性能は非常に低く、大規模な改修が必要です。 3. 下階壁抜け柱 (1階C・13.C・14.A・11.A・12.12・C.12・B.13・F.13・E、2階A・11.A・12柱)は補強が必要です 4. PH階の耐震性能ランクはD3ランクで耐震性能は非常に低く、大規模な改修が必要です。 5. 屋上より突出している煙突は解体予定です。 その他P.2総合評価参照							

1. 建物概要

(様式1)

1-1 建物名称等

耐震診断対象棟名 : 安中市役所旧庁舎  
 所在地 : 安中市安中一丁目字本宿2390  
 用途 : 市庁舎  
 竣工年月 : 昭和34年 月  
 診断者 : (株)石井設計

1-2 建物規模等

構造種別 : RC 造  
 階数 : 地上3階、地下1階、塔屋3階  
 面積・高さ : 延床面積 3,438 m<sup>2</sup>、軒高さ 12.30 m、最高の高さ 21.90 m  
 診断対象面積等 : RC造 3,438 m<sup>2</sup>  
 基礎工法(杭耐力) : 不明

1-3 設計図書の有無

意匠図 : (有)・無、備考 : 昭和54年設備改修図面のみ有り )  
 構造図 : (有)・無、備考 : )  
 構造計算書 : (有)・無、備考 : )  
 地質調査書 : (有)・無、備考 : )

1-4 被災の有無等

: (有)・無、備考 : )

1-5 改修歴

: (有)・無、備考 : )

1-6 構造上の特徴

:  
 1)下階壁抜け柱の有無 : (有)・無、備考 : )  
 2)ゾーニングの有無 : (有)・無、備考 : )  
 3)Pca屋根の有無 : (有)・無、備考 : )  
 4)極脆性柱の有無 : (有)・無、備考 : )  
 5)その他特殊構造 : (有)・無、備考 : 屋上より突出煙突あり(解体予定) )  
 6)地形(敷地概況) : 平坦地  
 7)表層地盤種別 : 第2種地盤

2. 耐震性能評価

2-1 構造耐震指標等 :  $I_s = 0.29$        $C_{tu} \cdot S_D = 0.303$       (X方向2階)

2-2 構造判定指標 :  $I_{so} = 0.70$

2-3 耐震性能ランク等 :  $\alpha = I_s / I_{so} = 0.41$       C3ランク

2-4 ランク上昇要因 : ・形状指標に剛重比に関する低減あり、曲げ破壊の連続壁あり、その耐力が建物全体の1/3以上である      Y (N)

2-5 ランク下げ要因 :  
 ・スラブ、梁のたわみが1/100以上である      Y (N)  
 ・敷地が、がけ地、局地的高台、不整合な地層である      Y (N)  
 ・ねじれにより変形を強制される極脆性柱がある      Y (N)  
 ・直上階に壁をもつ第2種構造要素の柱がある      (Y) N  
 ・不同沈下による傾斜1/200以上又は相対沈下0.1m以上である      Y (N)  
 ・不同沈下による傾斜1/100以上又は相対沈下0.2m以上である      Y (N)  
 ・コンクリート強度が、13.5N/mm<sup>2</sup>未満である      (Y) N

2-6 ランク上げ下げ後のランク : D1ランク

2-7 ランク上げ下げのコメント : 直上階に壁をもつ第2種構造要素の柱があり、又、コンクリート強度が、13.5N/mm<sup>2</sup>未満であるため、ランクを1つ下げてD1ランクとする。

### 3. 調査結果概要

- 1) 本建物は構造図がなく、1階7・E、9・C、10・E、2階7・E、9・C、3階9・C柱をはつて鉄筋の本数、径、間隔を確認し、他の柱については、鉄筋探査により調査を行った。
- 2) 現地は平坦地であり、特に地形による補正は必要ない。
- 3) 本建物は西に中庁舎、北に機械室や分室で囲まれており、Exp. Jは中庁舎は0mmと空気がなく、形状指標の低減を行う。
- 4) 今回の調査では目立った亀裂は見られなかった。
- 5) 本建物は昭和34年に建築された建物で、各階3箇所、合計6箇所のコア抜き調査を行った結果より、コンクリートの圧縮強度は1階より、15.3, 11.6, 12.6 kN/mm<sup>2</sup>と年代より推定する15.0より低く、2, 3階では13.5を下回り(平均値で13.5N/mm<sup>2</sup>以下は2階のみ)、悪い結果であった。
- 6) コア抜き試験体を使用しての中性化深さの試験結果においては、1箇所のみ最大で38mmと多少進行していたが、他の8箇所は0mmであった。(  $X = \sqrt{t/7.2} = 2.55 \text{ cm} < 3.8 \text{ cm}$  (  $t = 47 \text{ 年}$  ) )

### 4. 総合評価

- 1) 改修時の図面があるが、構造図が無いため、現地調査をして寸法を測り、柱をハツリ鉄筋の調査をして図面を作成した。
- 2) コンクリート強度が2, 3階で13.5N/mm<sup>2</sup>以下(平均値で13.5N/mm<sup>2</sup>以下は2階のみ)であり、診断基準の適用外である。
- 3) 耐震性能ランクはX方向2階で決定し、D1と診断され、耐震性能が非常に低く、大規模な改修が必要です。
- 4) 下階壁抜け柱(1階C・13、C・14、A・11、A・12、12・C、12・B、13・F、13・E、2階A・11、A・12柱)は補強が必要と考えます。
- 5) PH階の耐震性能ランクはX、Y両方向ともD3ランクと診断され、耐震性能が非常に低く、大規模な改修が必要です。PH3階は壁式鉄筋コンクリートですが、PH1階の耐震性能が非常に低いため、検討を省略しています。
- 5) 屋上より突出している煙突は解体予定です。
- 6) 間仕切りで使用しているコンクリートブロック壁は厚さ120mmであるが、積み高さが3.0m以上あり、また壁上部でダクト等の穴が何カ所も空けられている部分もあり、危険な状態と思われ、詳細な調査をして再検討が望まれる。
- 7) 建物東北部の外部に面した部分に、穴あきコンクリートブロックが使用されているが、図面がないため鉄筋の詳細が把握できない。詳細な調査をして早めの対応が望まれます。
- 8) 北側2階の持ち出し長さ3.0mの片持ち梁について、図面がなく配筋の詳細がわからないが、補強の際調査・検討が必要です。



診断ランク表（1次診断結果及び2次診断結果）

（様式2）

a) 1次診断計算結果

方向	階	保有性能基本指標 E <sub>0</sub>	形状指標 SD	経年指標 T	構造耐震指標 I <sub>s</sub>	判定指標値 I <sub>so</sub>	診断値 α
X	3	0.39	0.72	0.80	0.22	0.80	0.28
	2	0.19	0.72	0.80	0.11	0.80	0.14
	1	0.35	0.72	0.80	0.20	0.80	0.25
Y	3	0.41	0.72	0.80	0.24	0.80	0.30
	2	0.46	0.72	0.80	0.26	0.80	0.33
	1	0.45	0.72	0.80	0.26	0.80	0.32

※診断結果は、 $\alpha = I_s / I_{so}$ を求め、耐震性能ランクの決定手順にしたがい算出する。

αと耐震性能ランクと診断のコメント（1次診断）

α	性能ランク	診断X	診断Y	診断のコメント
$\alpha \geq 1.50$	A	A1		耐震性能は高いと思います
$1.50 > \alpha \geq 1.25$		A2		
$1.25 > \alpha \geq 1.00$		A3		
$1.00 > \alpha \geq 0.85$	B	B1		耐震性能は比較的高いランクですが、二次又は三次診断が必要です
$0.85 > \alpha \geq 0.75$		B2		
$0.75 > \alpha \geq 0.65$		B3		
$0.65 > \alpha \geq 0.55$	C	C1		耐震性能が低く、二次又は三次診断が必要です
$0.55 > \alpha \geq 0.45$		C2		
$0.45 > \alpha \geq 0.35$		C3		
$0.35 > \alpha \geq 0.30$	D	D1	○	耐震性能が非常に低く、二次又は三次診断が必要です
$0.30 > \alpha \geq 0.25$		D2		
$0.25 > \alpha$		D3	○	

※診断結果は、 $\alpha = I_s / I_{so}$ を求め、耐震性能ランクの決定手順にしたがい算出する。

b) 2次診断計算結果

方向	階	保有性能基本指標 E <sub>0</sub>	形状指標 SD	経年指標 T	構造耐震指標 I <sub>s</sub>	判定指標値 I <sub>so</sub>	診断値 α
X	3	0.52	0.86	0.95	0.42	0.70	0.61
	2	0.35	0.86	0.95	0.29	0.70	0.41
	1	0.47	0.86	0.95	0.38	0.70	0.55
Y	3	0.47	0.86	0.95	0.38	0.70	0.55
	2	0.69	0.86	0.95	0.56	0.70	0.81
	1	0.60	0.86	0.95	0.49	0.70	0.70

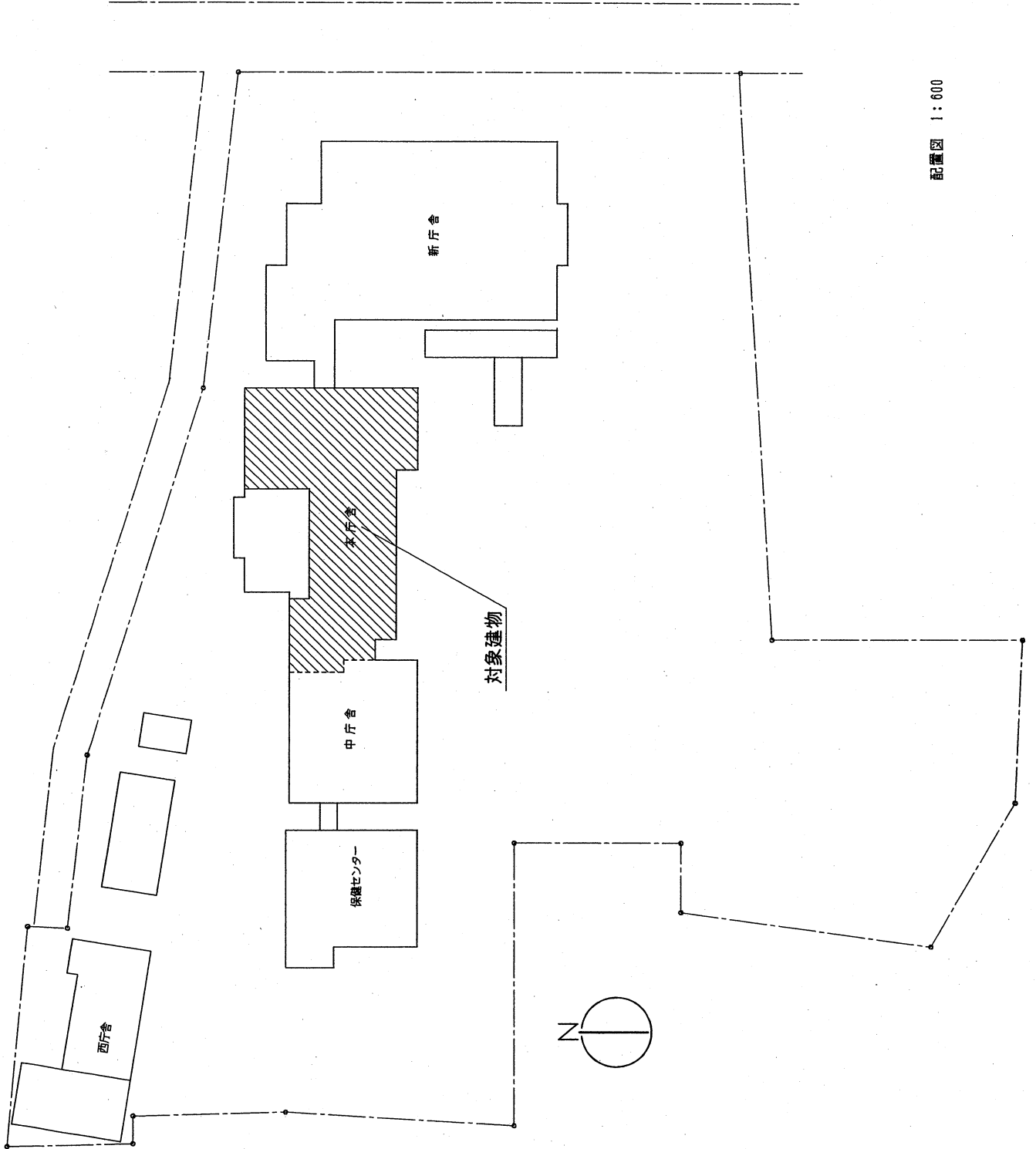
※診断結果は、 $\alpha = I_s / I_{so}$ を求め、耐震性能ランクの決定手順にしたがい算出する。

αと耐震性能ランクと診断のコメント（2次診断）

α	性能ランク	診断X	診断Y	診断のコメント
$\alpha \geq 1.50$	A	A1		耐震性能は高いと思います
$1.50 > \alpha \geq 1.25$		A2		
$1.25 > \alpha \geq 1.00$		A3		
$1.00 > \alpha \geq 0.85$	B	B1		耐震性能は比較的高いランクですが、補強する必要があると考えます
$0.85 > \alpha \geq 0.75$		B2		
$0.75 > \alpha \geq 0.65$		B3		
$0.65 > \alpha \geq 0.55$	C	C1	○	耐震性能が低く、補強が必要です
$0.55 > \alpha \geq 0.45$		C2		
$0.45 > \alpha \geq 0.35$		C3	○	
$0.35 > \alpha \geq 0.30$	D	D1		耐震性能が非常に低く、大規模な改修が必要です
$0.30 > \alpha \geq 0.25$		D2		
$0.25 > \alpha$		D3		

※診断結果は、 $\alpha = I_s / I_{so}$ を求め、耐震性能ランクの決定手順にしたがい算出する。

5. 図面等  
5-1 配置図・案内図



配置図 1:600

12. 診断所見

(様式10)

12-1 建物用途と形状、調査結果、診断結果の概要

- |                |     |     |        |         |  |
|----------------|-----|-----|--------|---------|--|
| 1)建物用途         | 庁舎  |     |        |         |  |
| 2)地下階          | : 有 | : 無 | : コメント | 部分地下    |  |
| 3)ペントハウス       | : 有 | : 無 | : コメント |         |  |
| 4)煙突           | : 有 | : 無 | : コメント | 解体予定    |  |
| 5)大スパン(柱抜け)    | : 有 | : 無 | : コメント |         |  |
| 6)吹き抜け部分       | : 有 | : 無 | : コメント |         |  |
| 7)ステップフロア、中2階等 | : 有 | : 無 | : コメント |         |  |
| 8)混合構造         | : 有 | : 無 | : コメント |         |  |
| 9)Exp.J        | : 有 | : 無 | : コメント | 最小0mm程度 |  |
| 10)異種の基礎       | : 有 | : 無 | : コメント |         |  |
| 11)不同沈下        | : 有 | : 無 | : コメント |         |  |
| 12)常時荷重時の不具合   | : 有 | : 無 | : コメント |         |  |

13)各階、各方向のT値

経年指標値T

階	1階	2階	3階	4階	5階	6階
X方向	0.954	0.954	0.954			
Y方向	0.954	0.954	0.954			

14)各階、各方向のSD値

形状指標値 $S_D$

階	1階	2階	3階	4階	5階	6階
X方向	0.86	0.86	0.86			
Y方向	0.86	0.86	0.86			

15)各階、各方向の $I_s$ 値と相当ランク、及び $C_{TU} \cdot S_D$

$I_s$ 値と $C_{TU} \cdot S_D$

階	1階	2階	3階	4階	5階	PH階
X方向	$I_s$ 値	0.38	0.29	0.43		0.11
	$C_{TU} \cdot S_D$	0.4	0.303	0.447		0.114
	相当ランク	C1	C3	C1		D3
Y方向	$I_s$ 値	0.49	0.56	0.38		0.12
	$C_{TU} \cdot S_D$	0.509	0.589	0.503		0.62
	相当ランク	B3	B2	C1		D3

12-2 診断結果の考察

1) 第1次診断法

X方向は壁が無く、各階とも構造耐震指標値(以下 $I_s$ 値とする)は低く(1F 0.20 2F 0.11 3F 0.22)耐震判定指標値を下回り、耐震性能は非常に低いと思います。  
 又、Y方向も比較的壁が少なく各階 $I_s$ 値が $I_{so}$ 値を下回っている。  
 以上より、この建物の耐力は2階X方向できまり、耐震性能ランクはD(D3)と診断され、耐震性能が非常に低く、更に詳細な二次、又は三次診断が必要です。

2) 第2次診断法

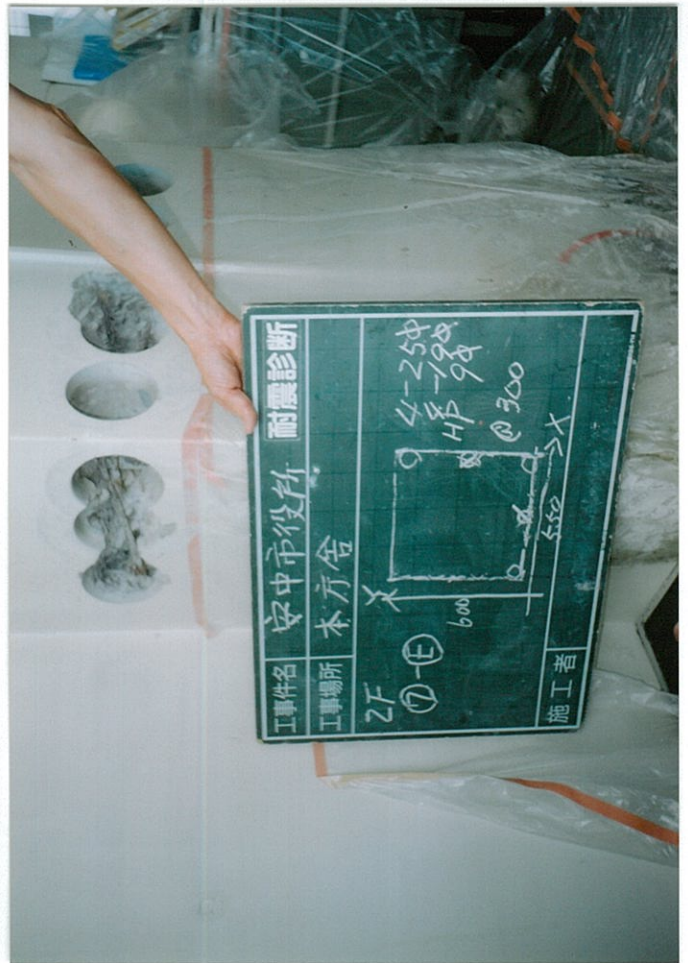
X方向は破壊モードがせん断柱と曲げ柱が混在している建物である。  
 このときの $I_s$ 値(1F 0.38 2F 0.29 3F 0.42)は各階で $I_{so}$ 値を下回っている。  
 Y方向も比較的壁が少なく、せん断壁と曲げ柱となっている。  
 この建物は3階で極脆性柱が有り、第2種構造要素である。  
 以上より、この建物の耐力は2階X方向で決まり、耐震性能ランクはC(C3)と診断され、耐震性能が低く、補強が必要です。  
 下階壁抜け柱は、検討の結果第2種構造要素であり、補強が必要と考えます。

(旧庁舎)耐震診断写真

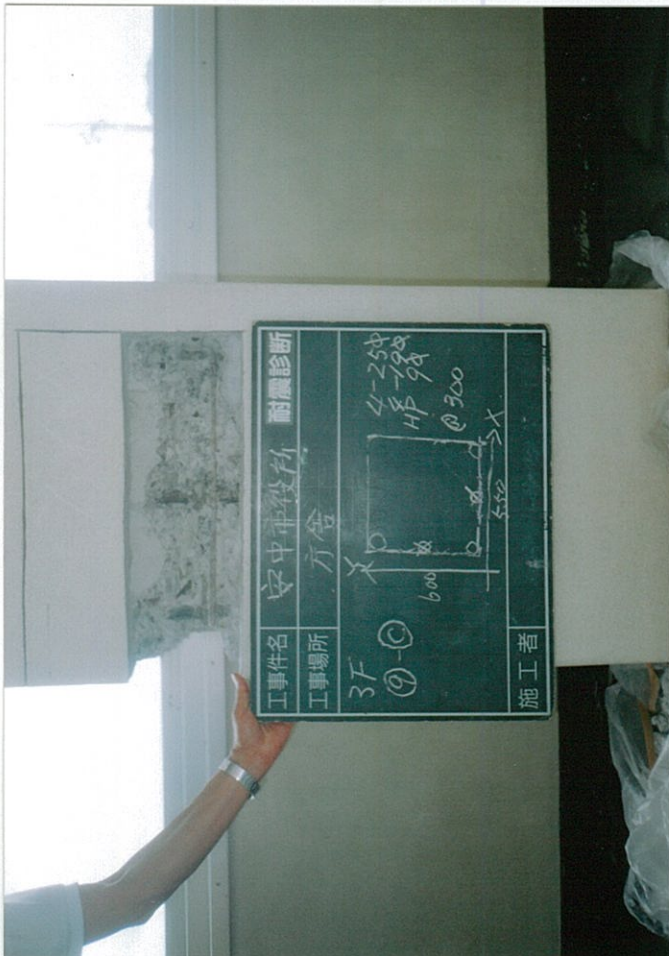
(1階部分 (コア採取 (例)))



(2階部分配筋確認)



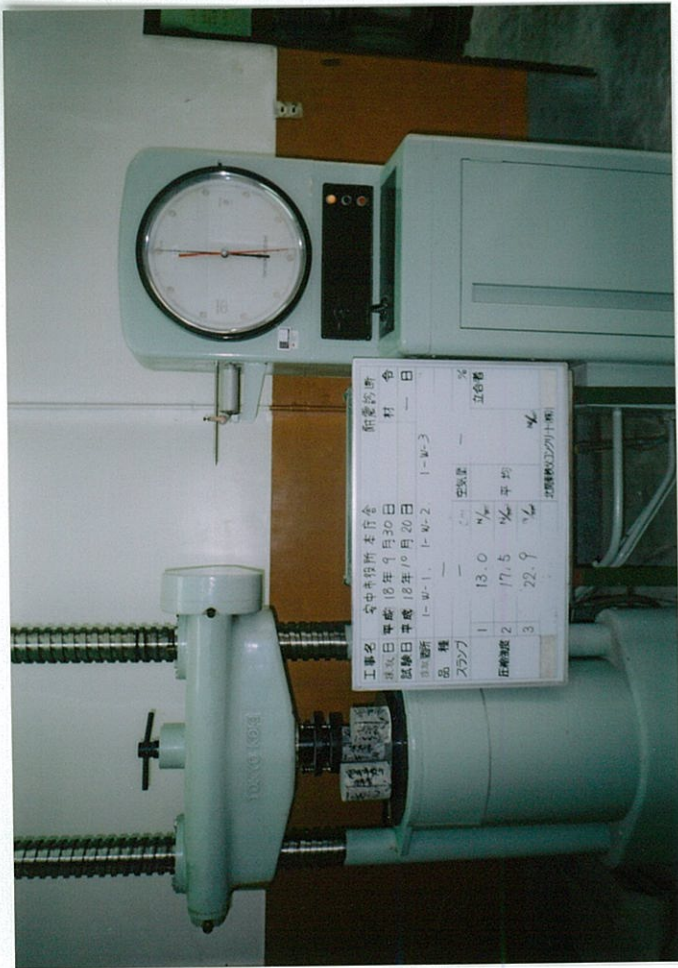
(3階部分配筋確認)



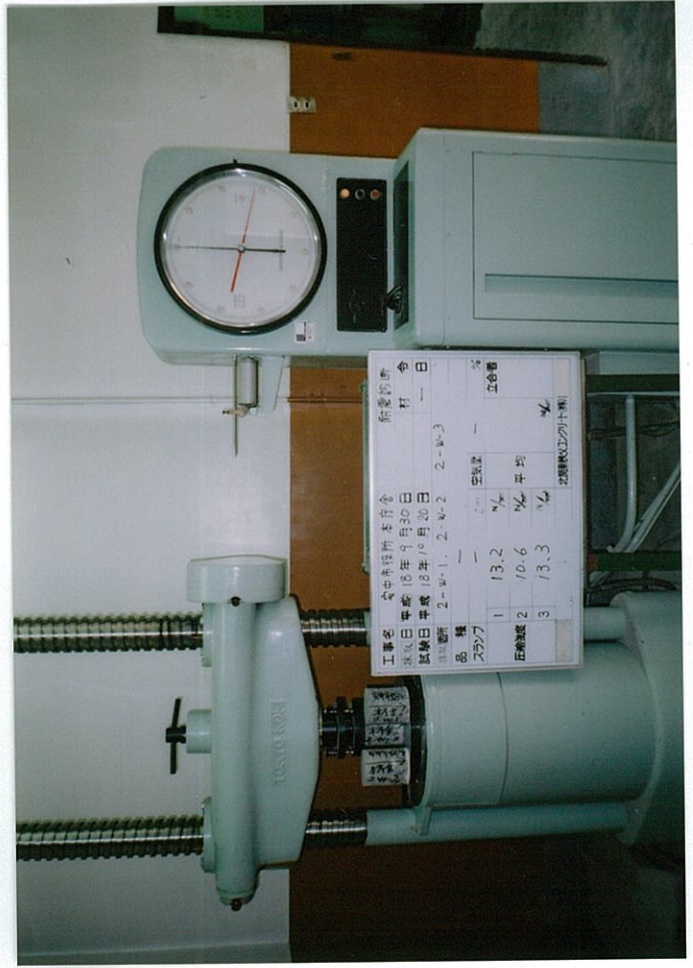
(1階部分埋め戻し)



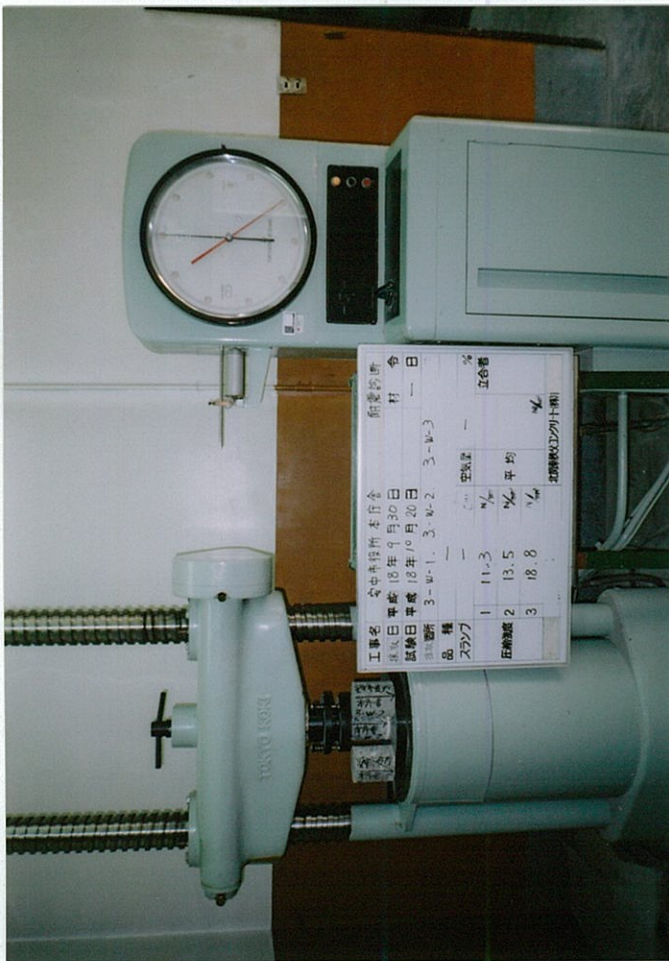
(1 階部分 圧縮強度試験)



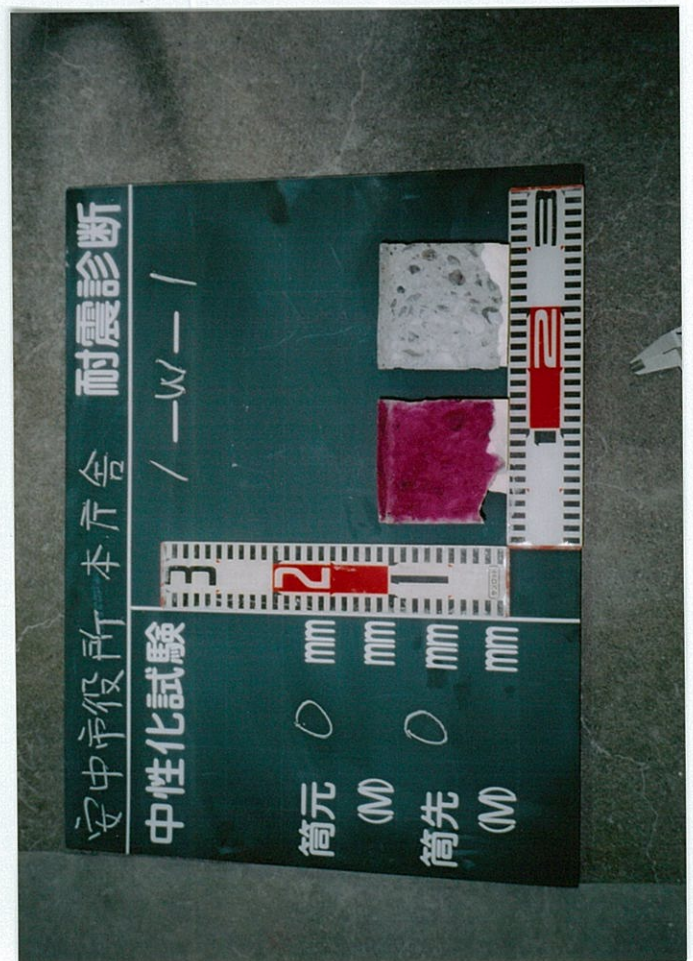
(2 階部分 圧縮強度試験)



(3 階部分 圧縮強度試験)



(1 階部分 中性化試験)



(中庁舎)

別記様式第4号 (規格A4) (第5条関係)

# 判定結果通知書

平成19年2月23日

(株) 石井設計

(代)

様

(財) 群馬県建設技術センター  
理事長

平成19年1月19日 依頼の下記物件の (財) 群馬県建設技術センター建築物耐震診断判定委員会  
による判定は、次のとおりです。

建築物名称	安中市役所庁舎 中庁舎
建築物所在地	安中市安中一丁目字本宿2390
耐震診断発注者	安中市長 岡田 義弘
耐震診断判定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">2次判定</div> <p>耐震診断報告書の内容は妥当であり、本建築物の耐震性能は低く、補強が必要です。</p>
耐震診断設計者	(株) 石井設計
摘要	構造 RC造 階数 地上 3階 地下 階 面積 1,073.00㎡

整理番号 1423

# 安中市役所庁舎 耐震診断業務委託

## 報 告 書

施設名称

中庁舎

担当事務所

前橋市大手町 2-1  
株式会社 石井  
取締役所長  
一級建築士 登録

号

協力事務所

高崎市緑町 2-2  
株式会社 石井  
取締役所長

診断担当者

一級建築士 登録 第

号

## 目 次

1. 建物概要	1
1-1 建物名称等	1
1-2 建物規模等	1
1-3 設計図書の有無	1
1-4 被災の有無等	1
1-5 改修歴	1
<del>1-6 構造上の特徴</del>	<del>1</del>
<del>ブーミング図(理解図)</del>	<del>1</del>
2. 耐震性能評価	
2-1 構造耐震指標等	1
2-2 構造判定指標	1
2-3 耐震性能ランク等	1
2-4 ランク上昇要因	1
2-5 ランク下げ要因	1
2-6 ランク上げ下げ後のランク	1
2-7 ランク上げ下げのコメント	1
3. 調査結果概要	2
4. 総合評価	2
診断ランク表(1次診断結果及び2次診断結果)	3
5. 図面等	
5-1 配置図	4
5-2 平面図・立面図	5
5-3 伏図	10
5-4 軸組図	14
5-5 断面リスト	17
5-6 構造詳細図(接合部リスト等)	19
<del>5-7 ボーリング柱状図(地質調査書)</del>	<del>21</del>
5-8 床荷重表・積載重量表	21
5-9 写真	24
6. 建物構造諸元	
6-1 建物面積・重量等	37
6-2 使用材料と材料強度概要	37
<del>6-3 鉄骨・鉄筋強度試験結果一覧</del>	<del>37</del>
<del>6-4 溶接強度</del>	<del>37</del>
7. 現地調査結果概要	
7-1 診断対象建物の現況(外観・内観・使用状況等)	38
7-2 躯体劣化概要	38
7-3 コンクリート試験結果一覧	39
7-4 建物不同沈下調査結果	40
<del>7-5 溶接調査結果</del>	<del>40</del>
7-6 現地調査結果のまとめ	40
8. 診断方法とその仮定	
8-1 建物診断基・規準(診断次数・Iso)	41
8-2 診断に対し使用した計算プログラム名(バージョン)、プログラム作成者名	41
8-3 診断実施者名(資格)	41
8-4 診断実施年月	41



8-5 診断方針と診断に際して行ったモデル化等	41
8-6 部位別の解析方法	41
9. 形状指標SD又は形状係数Fes	42
10. 経年指標T	43
11. 診断結果	
11-1 診断結果表及び計算機出力結果表	44
11-2 CT-Fグラフ	47
11-3 部材破壊モード図（伏図・軸組図）	49
11-4 軸力一覧及び重心・剛心図	54
11-5 第2種構造要素の検討	56
<del>11-6 下階壁抜け柱の検討</del>	
<del>11-7 ペントハウスの検討</del>	
11-8 屋上突出物の検討	58
<del>11-9 片持ち梁（スラブ）の検討</del>	
<del>11-10 非構造部材の検討</del>	
<del>11-11 その他</del>	
12. 診断所見	
12-1 診断所見	61
12-2 診断結果の考察	61

耐震診断検査委員会議事録・判定部会議事録

# 耐震診断概要

建築概要	(1) 建物名称	安中市役所中庁舎							
	(2) 構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上 3階 地下 -階 PH -階							
	(3) 建築年度	昭和44年度							
	(4) 面積	建築面積 347.76 m <sup>2</sup>			延床面積 1,073.0 m <sup>2</sup>				
	(5) 階高・軒高	1階 4.00m 2階 4.00m 3階 4.00m PH階 - m 軒高 12.27m							
	(6) 桁行×梁間 全長:m	19.8 x 18.0		同左スパン数		5 x 2			
	(桁行スパン×梁間スパン:m)	(3.60 x 10.60)							
	(7) 地盤	第二種 表層 ( ) 支持層 ( )							
	(8) 基礎・構造	不明							
(9) 構造上の特徴	平面 (ほぼ整形 )、立面 (整形 ) 構造形式 (X方向 ラーメン構造)、(Y方向 ラーメン構造) 極脆性柱 (無)、下階壁抜け柱 (無)、平面柱抜け (無)、P C a屋根 (無) 複合構造 (無) ゾーニング (無) その他 (屋上より突出した水槽架台あり )								
現地調査結果 及び材料強度	(1) コンクリート	設計基準強度 $F_c =$ 不明 (推定 18.0 N/mm <sup>2</sup> ) 圧縮試験強度 $\sigma_B =$ 21.5 N/mm <sup>2</sup> 平均 (24.2 N/mm <sup>2</sup> ) 標準偏差 (5.4 N/mm <sup>2</sup> ) 診断時強度 $F_c =$ 22.5, 22.5, 21.5 N/mm <sup>2</sup> (下階より)							
	(2) 鉄筋	主筋 使用材料 S R 2 4 $\sigma_y = 240$ N/mm <sup>2</sup> (診断時) 帯筋 使用材料 S R 2 4 $\sigma_y = 240$ N/mm <sup>2</sup> (診断時) 壁筋 使用材料 S R 2 4 $\sigma_y = 240$ N/mm <sup>2</sup> (診断時) 帯筋径 9φ 帯筋間隔 @300							
	(3) 中性化深さ	最大 3 mm 平均 ( mm) 標準偏差 ( mm)							
	(4) 鉄骨	使用材料 SS41 診断採用降伏点強度 $\sigma_y = 235$ N/mm <sup>2</sup>							
	準拠規準等	既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説 (2001年改訂版)							
耐震判定指標値等	Iso=0.70		q =		C <sub>w</sub> ・SD=0.30				
使用するソフト	SCREEN-1.2 Ver 3.0.1.2 (P評価 8-改 1-RC)								
診断結果 Is 指標値 CTxSD (q) 値	階	X 方 向 (桁行き方向)				Y 方 向 (張間方向)			
		診断結果				診断結果			
	第2次診断値								
		Is	CT*SD			Is	CT*SD		
	3	0.62	0.514			1.03	0.597		
	2	0.34	0.360			0.42	0.394		
1	0.44	0.461			0.42	0.438			
備 考 欄	1. 改修時の図面があるが、構造図が無いため、現地調査をして寸法を測り、柱をハツリ鉄筋の調査をして図面を作成した。 2. 耐震性能ランクはC2ランクで耐震性能が低く、補強が必要です。 3. 屋上より突出している水槽架台は耐震性能は高いと思いますが、柱脚に問題があり (シングルナット、錆び等の劣化、アンカーボルト埋込長さの詳細等)、補強時には詳細な調査・検討が必要です。								

1. 建物概要

(様式1)

1-1 建物名称等

耐震診断対象棟名 : 安中市役所中庁舎  
 所在地 : 安中市安中一丁目字本宿2390  
 用途 : 市庁舎  
 竣工年月 : 昭和44年 月  
 診断者 : (株)石井設計

1-2 建物規模等

構造種別 : RC 造  
 階数 : 地上3階、地下一階、塔屋一階  
 面積・高さ : 延床面積 1,073 m<sup>2</sup>、軒高さ 12.30 m、最高の高さ 12.30 m  
 診断対象面積等 : RC造 1,073 m<sup>2</sup>  
 基礎工法(杭耐力) : 不明

1-3 設計図書の有無

意匠図 : (有・無、備考: 昭和54年設備改修図面のみ有り )  
 構造図 : (有・無、備考: )  
 構造計算書 : (有・無、備考: )  
 地質調査書 : (有・無、備考: )

1-4 被災の有無等 : (有・無、備考: )

1-5 改修歴 : (有・無、備考: )

1-6 構造上の特徴 :

1)下階壁抜け柱の有無 : (有・無、備考: )  
 2)ゾーニングの有無 : (有・無、備考: )  
 3)Pca屋根の有無 : (有・無、備考: )  
 4)極脆性柱の有無 : (有・無、備考: )  
 5)その他特殊構造 : (有・無、備考: 屋上より突出水槽架台 )  
 6)地形(敷地概況) : 平坦地  
 7)表層地盤種別 : 第2種地盤

2. 耐震性能評価

2-1 構造耐震指標等 :  $I_s = 0.34$        $C_{tu} \cdot S_D = 0.360$       (X方向2階)

2-2 構造判定指標 :  $I_{so} = 0.70$

2-3 耐震性能ランク等 :  $\alpha = I_s / I_{so} = 0.49$       C2ランク

2-4 ランク上昇要因 : ・形状指標に剛重比に関する低減あり、曲げ破壊の連続壁あり、その耐力が建物全体の1/3以上である      Y (N)

2-5 ランク下げ要因 : ・スラブ、梁のたわみが1/100以上である      Y (N)  
 ・敷地が、がけ地、局地的高台、不整合な地層である      Y (N)  
 ・ねじれにより変形を強制される極脆性柱がある      Y (N)  
 ・直上階に壁をもつ第2種構造要素の柱がある      Y (N)  
 ・不同沈下による傾斜1/200以上又は相対沈下0.1m以上である      Y (N)  
 ・不同沈下による傾斜1/100以上又は相対沈下0.2m以上である      Y (N)  
 ・コンクリート強度が、13.5 N/mm<sup>2</sup>未満である      Y (N)

2-6 ランク上げ下げ後のランク : C2ランク

2-7 ランク上げ下げのコメント : 特に無し

### 3. 調査結果概要

- 1) 本建物は構造図がなく、1階4・D、5・F、6・D、6・F、2階4・B、4・D、5・F、3階4・D、4・F柱を  
はつって鉄筋の本数、径、間隔を確認し、他の柱については、鉄筋探査により調査を行った。
- 2) 現地は平坦地であり、特に地形による補正は必要ない。
- 3) 本建物は西に渡り廊下を経て保険センター、東に旧庁舎で挟まれた建物であり、Exp.Jは  
旧庁舎とは0mmと空きがなく、形状指標の低減を行う。
- 4) 今回の調査では目立った亀裂は見られなかった。
- 5) 本建物は昭和44年に建築された建物で、各階3箇所、合計9箇所のコア抜き調査を行った結果より、  
コンクリート強度の平均は1階より、23.4、29.2、21.5 kN/mm<sup>2</sup>と年代より推定する18.0より高く  
良い結果であった。
- 6) コア抜き試験体を使用しての中酸化深さの試験結果においては、2箇所で最大で3mmとあまり進行  
していなかった。(他の7箇所は0mmであった。)( $X = \sqrt{t/7.2} = 2.27 \text{ cm} > 0.3 \text{ cm}$  (t = 37 年))

### 4. 総合評価

- 1) 耐震性能ランクはX方向2階で決定し、C2と診断され、耐震性能が低く、補強が必要です。
- 2) 屋上より突出している水槽架台は耐震性能は高いと思いますが、柱脚のボルトの錆や一重の  
ナット、アンカー埋込長さ等に問題があり、補強時には詳細な調査・検討が必要です。

診断ランク表（1次診断結果及び2次診断結果）

（様式2）

a) 1次診断計算結果

方向	階	保有性能 基本指標 Eo	形状指標 SD	経年指標 T	構造耐震 指標 Is	判定指標値 Iso	診断値 $\alpha$
X	3	0.86	0.90	0.80	0.62	0.80	0.77
	2	0.57	0.90	0.80	0.41	0.80	0.51
	1	0.36	0.90	0.80	0.26	0.80	0.32
Y	3	0.97	0.90	0.80	0.70	0.80	0.87
	2	0.64	0.90	0.80	0.46	0.80	0.58
	1	0.46	0.90	0.80	0.33	0.80	0.41

※診断結果は、 $\alpha = Is / Iso$ を求め、耐震性能ランクの決定手順にしたがい算出する。

$\alpha$ と耐震性能ランクと診断のコメント（1次診断）

$\alpha$	性能ランク		診断X	診断Y	診断のコメント
$\alpha \geq 1.50$	A	A1			耐震性能は高いと思います
$1.50 > \alpha \geq 1.25$		A2			
$1.25 > \alpha \geq 1.00$		A3			
$1.00 > \alpha \geq 0.85$	B	B1			耐震性能は比較的高いランクですが、二次又は三次診断が必要です
$0.85 > \alpha \geq 0.75$		B2			
$0.75 > \alpha \geq 0.65$		B3			
$0.65 > \alpha \geq 0.55$	C	C1			耐震性能が低く、二次又は三次診断が必要です
$0.55 > \alpha \geq 0.45$		C2		○	
$0.45 > \alpha \geq 0.35$		C3		○	
$0.35 > \alpha \geq 0.30$	D	D1	○		耐震性能が非常に低く、二次又は三次診断が必要です
$0.30 > \alpha \geq 0.25$		D2			
$0.25 > \alpha$		D3			

※診断結果は、 $\alpha = Is / Iso$ を求め、耐震性能ランクの決定手順にしたがい算出する。

b) 2次診断計算結果

方向	階	保有性能 基本指標 Eo	形状指標 SD	経年指標 T	構造耐震 指標 Is	判定指標値 Iso	診断値 $\alpha$
X	3	0.69	0.95	0.95	0.62	0.70	0.89
	2	0.38	0.95	0.95	0.34	0.70	0.49
	1	0.48	0.95	0.95	0.44	0.70	0.62
Y	3	1.13	0.95	0.95	1.03	0.70	1.47
	2	0.46	0.95	0.95	0.42	0.70	0.59
	1	0.51	0.86	0.95	0.42	0.70	0.60

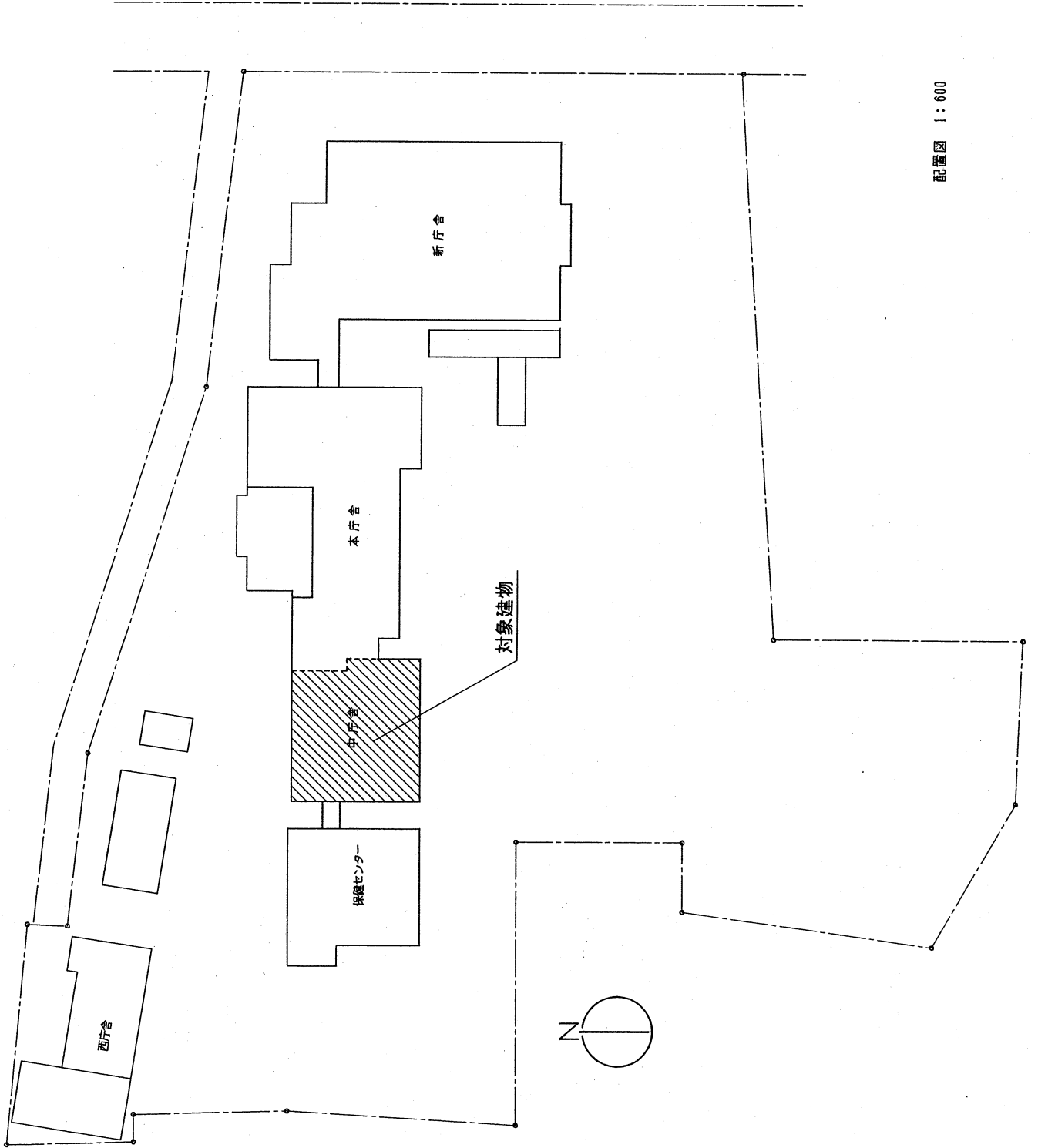
※診断結果は、 $\alpha = Is / Iso$ を求め、耐震性能ランクの決定手順にしたがい算出する。

$\alpha$ と耐震性能ランクと診断のコメント（2次診断）

$\alpha$	性能ランク		診断X	診断Y	診断のコメント
$\alpha \geq 1.50$	A	A1			耐震性能は高いと思います
$1.50 > \alpha \geq 1.25$		A2			
$1.25 > \alpha \geq 1.00$		A3			
$1.00 > \alpha \geq 0.85$	B	B1			耐震性能は比較的高いランクですが、補強する必要があると考えます
$0.85 > \alpha \geq 0.75$		B2			
$0.75 > \alpha \geq 0.65$		B3			
$0.65 > \alpha \geq 0.55$	C	C1		○	耐震性能が低く、補強が必要です
$0.55 > \alpha \geq 0.45$		C2	○		
$0.45 > \alpha \geq 0.35$		C3			
$0.35 > \alpha \geq 0.30$	D	D1			耐震性能が非常に低く、大規模な改修が必要です
$0.30 > \alpha \geq 0.25$		D2			
$0.25 > \alpha$		D3			

※診断結果は、 $\alpha = Is / Iso$ を求め、耐震性能ランクの決定手順にしたがい算出する。

5. 図面等  
5-1 配置図・案内図



配置図 1:600

12. 診断所見

(様式10)

12-1 建物用途と形状、調査結果、診断結果の概要

- 1) 建物用途
- 2) 地下階 : 有  無 : コメント
- 3) ペントハウス : 有  無 : コメント
- 4) 煙突 : 有  無 : コメント
- 5) 大スパン(柱抜け) : 有  無 : コメント
- 6) 吹き抜け部分 : 有  無 : コメント
- 7) ストップフロア、中2階等 : 有  無 : コメント
- 8) 混合構造 : 有  無 : コメント
- 9) Exp. J :  有 : 無 : コメント 最小0mm程度
- 10) 異種の基礎 : 有  無 : コメント
- 11) 不同沈下 : 有  無 : コメント
- 12) 常時荷重時の不具合 : 有  無 : コメント

13) 各階、各方向のT値

経年指標値T

階	1階	2階	3階	4階	5階	6階
X方向	0.954	0.954	0.954			
Y方向	0.954	0.954	0.954			

14) 各階、各方向のSD値

形状指標値 $S_D$

階	1階	2階	3階	4階	5階	6階
X方向	0.95	0.95	0.95			
Y方向	0.86	0.95	0.95			

15) 各階、各方向の $I_s$ 値と相当ランク、及び $C_{TU} \cdot S_D$

$I_s$ 値と $C_{TU} \cdot S_D$

階		1階	2階	3階	4階	5階	PH階
X方向	$I_s$ 値	0.44	0.34	0.62			
	$C_{TU} \cdot S_D$	0.461	0.36	0.514			
	相当ランク	C1	C2	B1			
Y方向	$I_s$ 値	0.42	0.42	1.03			
	$C_{TU} \cdot S_D$	0.438	0.394	0.597			
	相当ランク	C1	C1	A2			

12-2 診断結果の考察

1) 第1次診断法

X方向は壁が無く、各階とも構造耐震指標値(以下 $I_s$ 値とする)は低く(1F 0.32 2F 0.51 3F 0.77)耐震判定指標値を下回り、耐震性能は非常に低いと思います。  
 又、Y方向も壁がなく、各階 $I_s$ 値が $I_{so}$ 値を上回っている。  
 以上より、この建物の耐力は1階X方向できまり、耐震性能ランクはD(D1)と診断され、耐震性能が非常に低く、更に詳細な二次、又は三次診断が必要です。

2) 第2次診断法

X方向は破壊モードがせん断柱と曲げ柱が混在している建物である。  
 このときの $I_s$ 値(1F 0.44 2F 0.34 3F 0.62)は各階で $I_{so}$ 値を下回っている。  
 Y方向も壁がなく、せん断壁と曲げ柱となっている。  
 この建物は極脆性柱は無いが、1、2階で $I_{so}$ 値を下回っている。  
 以上より、この建物の耐力は2階X方向で決まり、耐震性能ランクはC(C2)と診断され、耐震性能が低く、補強が必要です。

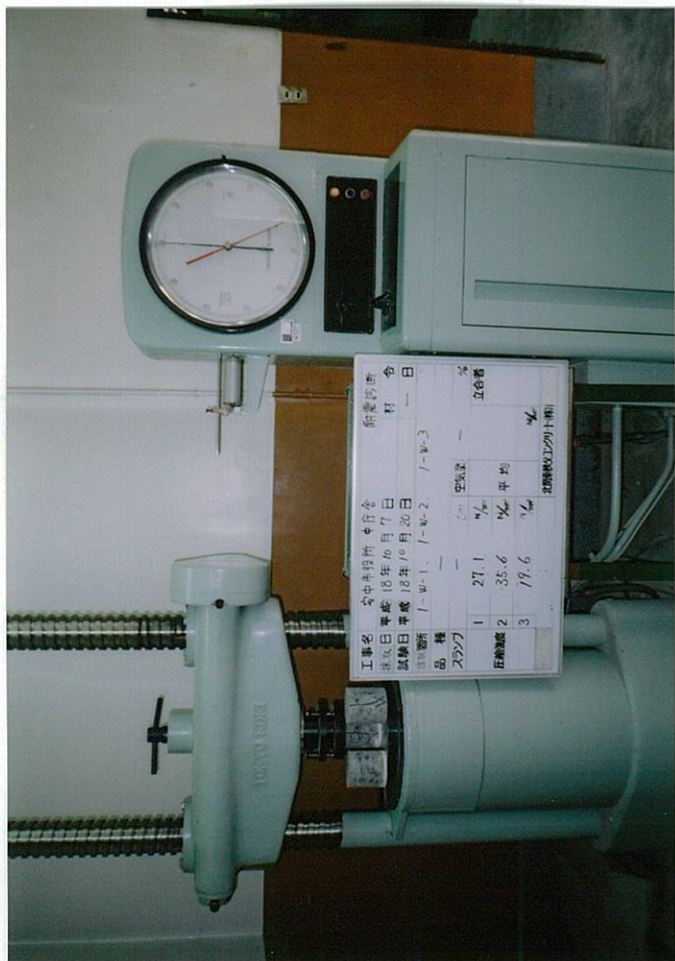
(中庁舎) 耐震診断写真  
(1階部分 配筋確認)



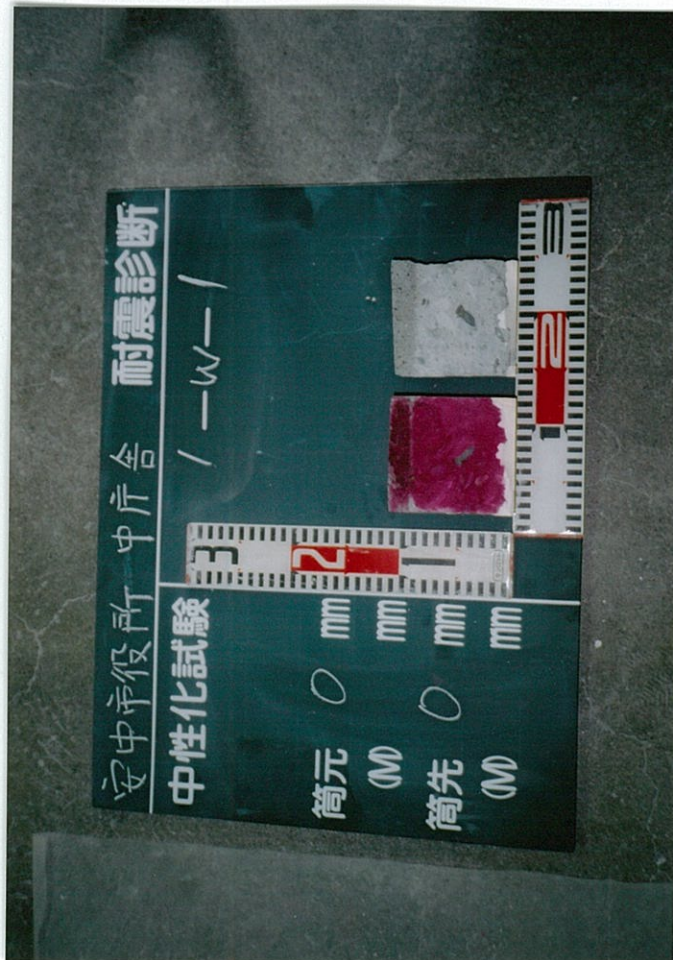
(3階部分 コア採取)



(1階部分 圧縮強度検査)



(1階部分 中性化試験)





(外壁部分)



1階 6-D柱



主筋径 25φ



フープ径 9φ@300